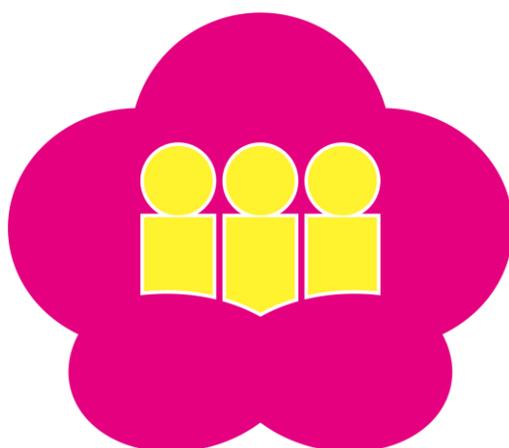


谷本中学校地域防災拠点 開設運営マニュアル

2022.03.05 版



横浜市青葉区梅が丘自治会防災部

横浜市内で震度 5 強以上の地震が 1 か所でも観測されれば、このマニュアルに基づいて、ただちに防災拠点を開設する



作成： - 横山(梅が丘自治会防災部)
審議：2021.10.16 梅が丘自治会防災部拡大企画会議
審査：2022.02.21 細井(防災拠点運営副委員長)
承認：2022.03.05 佃(防災拠点運営委員長/梅が丘自治会長)

目次

履歴	3
略称と定義	4
0 谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得	5
谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得	6
拠点設営 初動マニュアル 2022.03.05版	10
拠点設営初動 作業事例 拠点設営初動マニュアル 2022.03.05版	11
1 谷本中学校防災拠点の運営方針	18
1.1 目的	18
1.2 このマニュアルについて	18
1.3 運営方針	18
2 防災拠点開設、運営、閉鎖までの大まかな流れ	18
2.1 防災拠点の開設、運営の3つの時期	18
2.2 防災拠点開設から閉鎖までのしごと	19
3 防災拠点を開設する基準	20
4 谷本中拠点の組織（班構成）と役割	20
4.1 運営委員長	20
4.2 運営副委員長	20
4.3 運営委員（平常時）	20
4.4 本部	21
4.5 権限の委譲と代行	21
4.6 運営班（仕事の分担）	21
4.7 生活班（生活の単位）	22
5 防災拠点の開設（0～72時間の作業）	22
5.1 新たに防災拠点を開設する（0～半日以内で実施する作業）	22
5.2 生活基盤の形成（課題：現時点未策定）	26
5.3 参考：自治会の動き	26
5.4 在宅被災生活者について（課題：現時点未策定）	27
6 防災拠点の運営（課題：現時点未策定）	27
6.1 運営体制	27
6.2 防災拠点での生活ルール	27
6.3 要介護者	28
6.4 帰宅困難者	28
6.5 ボランティア	28
6.6 ペットについて	28
7 在宅者とのコミュニケーション（課題：現時点未策定）	28
7.1 パトロール	28
7.2 拠点情報の提供	28
7.3 支援物資の分配	28
8 谷本中拠点の閉鎖（課題：現時点未策定）	28
8.1 閉鎖の判断	28
8.2 閉鎖の手続き	28
9 平時の運用	29
9.1 このマニュアルの管理	29
9.2 平時の準備（課題：表の拡充/整備）	29
9.3 訓練	29
9.4 コミュニケーション体制（課題：組織体系見直し）	30
10 谷本中拠点運営開設マニュアル別冊1 掲示物と雛型	1

10.1	防災拠点配置図（全体配置）	2
10.2	防災拠点配置図（C棟本部）	3
10.3	防災拠点白地図（全体図）	4
10.4	防災拠点白地図（C棟）	5
10.5	梅が丘近隣略地図	6
10.6	防災拠点の生活ルール（課題：現時点未策定）	7
10.7	運営班 担当表（書式）	7
10.8	生活班 担当表（書式）	8
10.9	避難者カード（課題：現時点未策定）	9
10.10	避難所日誌（課題：現時点未策定）	9
10.11	運営班名札（課題：現時点未策定）	9
11	谷本中拠点運営開設マニュアル別冊2 名簿とリスト	1
11.1	別冊2の改正履歴	1
11.2	運営委員名簿(書式例示 課題：ここに記載するか?)	1
11.3	防災部名簿(書式例示)	1
11.4	業務班担当者名簿	1
11.5	鍵保管者名簿(倉庫リスト 書式例示)	1
11.6	行政、各種協力者連絡先と参照すべきウェブサイト	1
11.7	拠点開設資材リスト(書式例示)	2
11.8	生活用備蓄品リスト (書式例示 課題：ZAICOのデータにリンクさせる?)	2
12	谷本中拠点運営開設マニュアル別冊3 大釜調理	1
13	覚え...未確定の議論など	1
13.1	ペットの扱い	1
13.2	自治会未加入者について	1
13.3	いっとき避難場所の扱い：2021.10.16時点の議論	1

履歴

- 2009.07月：横浜市例示「運営マニュアル」をもとに「谷本中 O4 運営マニュアル（本編）」および別冊「谷本中学校防災拠点委員の心構え」を作成
 - ◇ 「谷本中学校防災拠点委員の心構え」は役員に配付(当年度以降、年度初め役員個別配付の役員資料に添付)。
- (案)2010.04.01 版：横浜市例示「学校地域防災拠点運営マニュアル（2009年）」に基づき「横浜市立谷本中学校地域防災拠点運営マニュアル」作成
- (案)2013.09.01 版：「防災拠点開設運営マニュアル（H25.4月横浜市総務局危機管理室）」に準拠して再整備。
- (案)2015.06.21 版：全面的に見直して増補。
 - ◇ 「谷本中学校防災拠点委員の心構え」と「横浜市立谷本中学校地域防災拠点運営マニュアル」を統合。
 - ◇ 「谷本中学校地域防災拠点運営マニュアル」に改題。
 - ◇ 内容未確定の将来記載予定部分を含めて目次策定。
 - ◇ 「谷本中学校防災拠点委員の心構え」の役員配付は継続。役員に配付(当年度以降、年度初め役員個別配付の役員資料に添付)。
- 2022.03.05 版：梅が丘自治会として正式発行。
 - ◇ 0章（谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得）および1～3章を正式発行。
 - ◇ 4章以降を案または将来策定予定として開示。
 - ◇ 9.5改訂履歴をこの場所に移動

略称と定義

- 防災拠点：横浜市立谷本中学校地域防災拠点の略称
- 防災拠点運営委員(会)：横浜市立谷本中学校地域防災拠点運営委員(会)の略称
- 防災拠点運営マニュアル：このマニュアル（横浜市立谷本中学校防災拠点開設運用マニュアル）全体のこと
- 防災部：梅が丘自治会防災部
- 避難場所：住民が情報交換や広域火災からの避難のため、一時的に身を寄せる場所。いっとき避難場所と広域避難場所の2種類。横浜市が設定し、運営委員会は直接管理しない。
- 避難所：防災拠点に開設する、被災者収容の場、被災時の一時的な生活の場。
- 避難区域：避難所における、避難者の状況の違い（要介護者、健常者など）ごとに設定する避難するそれぞれの場所や区域（体育館、武道場など）
- BLK：ブロックの略称 BLK長（ブロック長）
- ゆめプラ：Y・ume プラザ。梅が丘第三公園所在の梅が丘自治会の集会所。

以上

○ 谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得

- 「0章」について
 - ◇ この「横浜市立谷本中学校防災拠点開設運営マニュアル」の第0章は、防災拠点運営マニュアル本文とは切り離して、冊子として谷本中学校防災拠点運営員全員に配布するために作成しています。
 - ◇ 配付冊子の名称は「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」です
 - ◇ 本マニュアル全体の構成は下図を参照してください。

谷本中学校地域防災拠点開設運営マニュアル		
0章	役員ほか主要箇所配付物	※正式発行
谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得 役員配布用本文		
拠点設置初動マニュアル 拠点等への貼付資料 1/2		
拠点設置初動 作業事例 拠点等への貼付資料 2/2		
1章～8章	発災時のマニュアル	※1章～3章正式発行 4章以降試案
9章	平時のマニュアル	※試案
10～12章	別冊	
10章	別冊1「掲示物と雛形」	※試案
11章	別冊2「名簿とリスト」	※試案
12章	別冊3「大釜調理」	※正式発行
13章	覚え…未確定の議論など	※正式発行予定なし/議論ごとに随時メモ

- 「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」の構成は本文中に記載しています。
- 運営委員会副委員長は、次の場合にこの冊子を更新し、配布します。
 - ◇ 谷本中学校地域防災拠点運営委員、ブロック長を含む梅が丘自治会役員、に配付します。
 - ◇ 冊子が改正された場合は、古い冊子を回収、または、確実に破棄してもらった上で改正版を配付します。
 - ◇ Y・ume プラザ（ゆめプラザ）、谷本中学校備蓄庫等、防災拠点関連施設には最新版を常備します。
 - ◇ 自治会ホームページ(<https://yumeplz.com/>)には本マニュアル最新版の全文を掲載します。

谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得

2022.03.05 梅が丘自治会防災部

- この「心得」について
 - ◇ 震災等災害時に向けて、梅が丘自治会ブロック長、各役員ほか、谷本中学校地域防災拠点運営委員（以下運営委員）が理解し、行動すべき知識と取り決めを示します。
 - ◇ この冊子は「横浜市立谷本中学校防災拠点開設運営マニュアル（以下、防災拠点運営マニュアル）」の一部であるため、ページ番号は6/31～17/31となっています。
 - ◇ 拠点開設に際しては、この心得にかかわらず、各役員との相談と判断により、その時点で最善の対応を選択してください。
- 防災拠点運営委員へのお願い
 - ◇ 災害時、自分と家族の安全が確保できた場合は、地域の災害対応のために協力をお願いします。
 - ◇ 作業だけでなく、可能な方は、避難してきた皆さんへ指示する役割を担って下さい。
 - ◇ 具体的な作業はできるだけ避難者やボランティアの協力を求めて実施し、運営委員の皆さんは、指示が滞らないよう、常に連絡が取れるよう、持ち場を離れないようにして下さい。
 - ◇ 特に発災後の初動対応は、各自の本来の役割にかかわらず、全員が担当者のつもりで臨機応変に行ってください。
 - ◇ 緊急時の善意の対応は、それにより不慮の事故が発生しても、悪意や重大な過失のある場合を除いて、責任は問われません(民法 689 条 緊急事務管理の特則)。
- 拠点開設、運営の詳細については、「防災拠点運営マニュアル」の本文を参照してください。
- 防災拠点運営マニュアルの本文はホームページで公開しています。 <https://yumeplz.com/>

「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」の主な内容

- (1) 発災から避難まで
 - ◇ 防災拠点運営委員自身の対応と住民の皆さんへの周知、誘導についての説明です。
 - ◇ 発災時の避難先となる、いっとき避難場所、広域避難場所、防災拠点の簡単な説明も記述しています。
- (2) 防災拠点に駆け付けるとき（防災拠点設置基準）
 - ◇ 皆さんに、どんなときに谷本中に駆け付けて協力してもらいたいのか、を記述しています。
- (3) 「拠点設営初動マニュアル」と「拠点設営初動 作業事例」
 - ◇ 拠点設営初動マニュアル
 - ◇ 避難所となる防災拠点（谷本中学校）に駆け付けたとき最初にするべきことがごく簡単に記載しています
 - ◇ 防災拠点関連の鍵を持っている人やその連絡先も書いてあります。
 - ◇ 拠点設営初動 作業事例
 - ◇ 「拠点設営初動マニュアル」の記述を補足しています。
 - ◇ 「必ずこうしなくてはならない」ではなく、「このような対応が想定される」という事例を記述しています。
- (4) 谷本中学校地域防災拠点運営委員会組織図
 - ◇ 運営委員会の組織構成について、平常時の組織構成と、発災し拠点を設定した場合の組織構成に分けて示します。
- (5) 谷本中学校防災拠点の配置図
 - ◇ 防災拠点に避難所を設置する場合の、基本的なレイアウトを示します。



(1) 発災から避難まで

- 自身の安全を確保します。
 - ◇ まず自分、そして家族の安全を確保してください。防災拠点運営委員としての仕事はその後です。

- 避難するとき
 - ◇ 火災の予防
 - ✦ ガスの元栓を閉める。
 - ✦ 停電であってもブレーカーを落とす（再通電による火災発生防止）
 - ◇ 戸締り
 - ◇ 車は使わない/歩いて避難
 - ◇ ご近所、特に高齢者、障がい者には声掛けする
 - ◇ 子供、高齢者、障がい者には手助けを
 - ◇ 危険個所は通らない
 - ✦ 崖^{がけ}や急傾斜、高い擁壁^{ようへき}の周りは避ける
 - ✦ 狭い路地は避ける
 - ✦ 川べりは避ける
 - ✦ ブロック塀、倒壊した建物など、崩れる恐れのある建物の近くは避ける。
 - ✦ 平常時から、避難経路を決めておきましょう。
 - ◇ 可能であれば必要に応じて家には状況の表示を
 - ✦ 家族の安全が確認できたら「大丈夫手ぬぐい」を表示
 - ✦ 避難が長期化するなら避難先の表示
 - ✦ 家屋敷地が危険であれば危険の表示

- いったき避難場所へのいったき避難
 - ◇ いったき避難場所とは
 - ✦ 災害に際して、お互いの安否情報や被害情報を共有するための安全な場所です。
 - ✦ 避難生活を送る「避難所」ではありません。
 - ✦ 近隣同士の情報を交換して、お互いに助け合うことを目的としています。
 - ✦ 各いったき避難場所の担当の防災拠点運営委員が情報のとりまとめを行います。
 - ◇ 下のような場合は「いったき避難場所」に「いったき避難」して、近隣同士の情報交換をします。
 - ✦ 被害など、地域の状況を知り、共有する
 - ✦ 自身や家族、近所の方の安否を確認し、共有する
 - ✦ 避難所への避難前や、在宅避難などにおいて、近所の数軒だけでしか話が出来ないことで、その近所だけで孤立しないよう、広く情報を共有し、自分の状況を知ってもらうための場としていったき避難場所を設定します
 - ◇ 自宅が安全で、近隣情報が十分得られる場合は「いったき避難」をする必要はありません。
 - ◇ 梅が丘の「いったき避難場所」は、下記3か所です。

いったき避難場所	対応するブロック
梅が丘第一公園	1A,1B,2A
梅が丘第二公園	2B,3A,3B,4A,4B,5A,5B,6A,6B
梅が丘第三公園	7A,7B,8A,8B,9A,9B

- ✦ 皆さんのいったき避難場所は、公園清掃で指定されている公園です。

- 谷本中学校（防災拠点）への避難、誘導
 - ◇ 自宅が倒壊、倒壊の恐れ、火災にあっている、余震で被害が発生するかもしれないなど、自身や家族の危険が感じられるときは谷本中学校へ避難します。
 - ◇ いったき避難場所から谷本中学校に移動する場合は、必要に応じて各ブロック長や、担当の防災拠点運営委員が誘導してください。

● 広域避難場所への避難、誘導

◇ 広域避難場所とは

- ◇ 大地震により発生した火災が多発し、延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために横浜市が指定している避難する場所です。
- ◇ 梅が丘指定の広域避難場所は 横浜商科大学一帯 です。
- ◇ 北八朔公園(千草台周辺住民対象の広域避難場所)も利用可能です。
- ◇ 以下に広域避難所と大規模延焼災害の可能性の低い地域の地図を示します。(横浜市HP「広域避難所地図/緑区/2020.10.20」より抜粋)

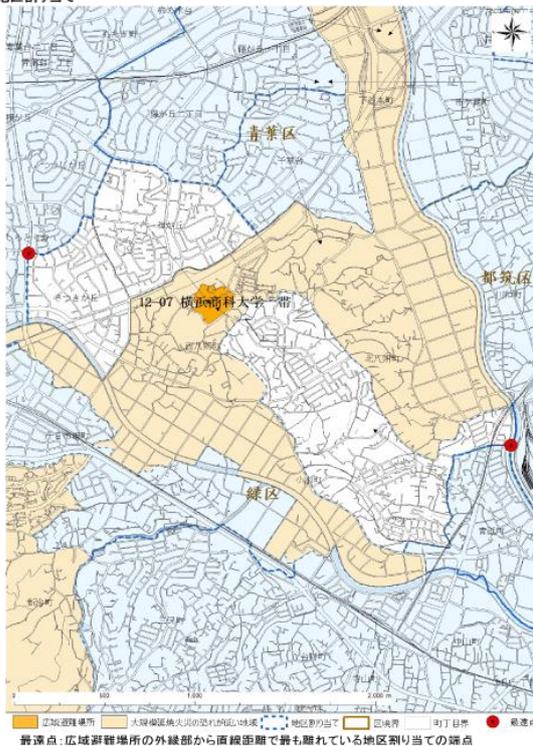
12-07 横浜商科大学一帯

(緑区西八朔町)

1. 諸元					
広域避難場所面積(m ²)	使用可能面積(m ²)	収容定員(人)	避難計画人口(人)	一人当たりの使用可能面積(m ² /人)	収容率(%)
33,319	26,645	26,645	13,255	2.01	49.7
最遠点の位置		距離(km)	所要時間		
緑区北八朔町132		2.2	55分		
青葉区さつきが丘4-1		0.9	23分		
主要用途		主な施設所有、管理者			
学校		学校法人横浜商科大学			

2. 計算結果(略)

3. 地区割り当て



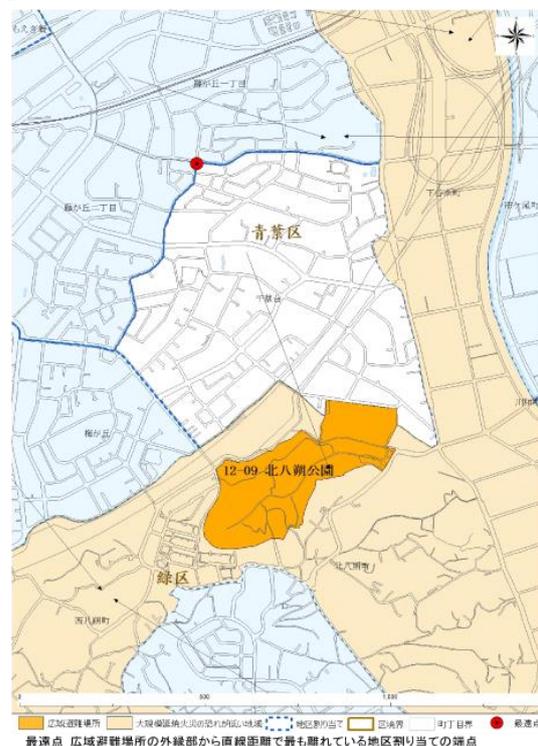
12-09 北八朔公園

(緑区北八朔町、青葉区千草台)

1. 諸元					
広域避難場所面積(m ²)	使用可能面積(m ²)	収容定員(人)	避難計画人口(人)	一人当たりの使用可能面積(m ² /人)	収容率(%)
104,440	82,006	82,006	6,944	11.81	8.5
最遠点の位置		距離(km)	所要時間		
青葉区千草台		0.7	18分		
主要用途		主な施設所有、管理者			
公園、学校		横浜市環境創造局、横浜市教育委員会事務局			

2. 計算結果(略)

3. 地区割り当て



◇ いっつき避難場所から広域避難場所へ移動する場合は、必要に応じてブロック長や、防災拠点運営委員が誘導してください。

(2) 防災拠点に駆け付けるとき (防災拠点運営マニュアル本文第3章参照)

以下の場合には谷本中学校に「防災拠点」を開設します。ブロック長はじめ、防災拠点運営委員は中学校に集合し、拠点開設に協力してください。ただし、自分自身やご家族の安全を優先してください。

- 横浜市のどこか1か所でも震度5強以上が観測されたとき(横浜市のルール)
- 防災拠点運営委員長(梅が丘自治会長)または防災拠点運営副委員長(梅が丘自治会防災部長)の協力要請があったとき。

例: 震度5弱以下の地震、あるいは、地震以外の災害(防災拠点への被災者収容の必要が発生する災害の発生であっても、例えば他地域での災害に伴う谷本地区への交通の遮断、大雨等)に際しては、拠点開設を協力要請することがあります。

(3) 「拠点設営初動マニュアル」と「拠点設営初動 作業事例」（本文は次ページから）

- 「拠点設営初動マニュアル」および「拠点設営初動 作業事例」は、大規模災害発災に際し、谷本中に駆け付けた防災拠点運営委員が取るべき発災後0～12時間程度における、最小限の行動の例示です。
- 「拠点設営初動マニュアル」と「拠点設営初動 作業事例」は、発災直後最初期の活動を、「防災拠点運営マニュアル」を全部読まなくても対応ができるよう、「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」として「防災拠点運営マニュアル」の冒頭に本文の一部として取り込んでいます。

拠点設営 初動マニュアル 2022.03.05 版

このマニュアルは「谷本中学校防災拠点開設運営マニュアル」の一部であり、発災直後の最小限度の活動を定めます。

拠点設営に集まった運営委員のしごと

初動 0. 最初に 集まった人みんな

- 安全を確認して校門開錠
- 避難者は地区ごとに校庭で待機
- 建物の安全を目視でチェック
- 備蓄庫その他、必要な鍵があるかチェック
- 学校に連絡「拠点開設開始します」
- 初動作業の役割分担と実行

初動 1. 本部設営 庶務班&情報班

初動 2. 避難者対応準備 物資班&救護班

備品 / 備蓄の扱い 物資班&救護班

- リスト：全員で共有
- 現物確認：物資はリストと照合しておく
- 出庫：本部の指示で対応

主要連絡先

谷本中学校	973-7108	防災拠点運営委員長(自治会長)	防災拠点運
青葉区土木事務所	971-2300	防災拠点運営副委員長	営委員会名
青葉区役所地域振興課	978-2291	防災拠点運営委員	簿参照

C棟、D棟、備蓄庫の鍵を持っている人：「防災拠点運営委員会名簿(役員ファイルに入っている)」参照

初動における、防災拠点設置/運営に関する、指示権限移譲順位

(2015.09.27 梅が丘自治会防災部定例会議事録に基づく)

- 組織間 **本部**（庶務班>情報班）>**避難者対応部**（物資班>救急班）
- 本部内 運営委員長>副委員長>庶務班長>情報班長>庶務副班長
>庶務(自治会書記2年目)>庶務(自治会書記1年目)>庶務(自治会会計)
- 避難者対応部 物資班長>救護班長>物資副班長>救護副班長

例：本部で運営委員長が指揮→委員長不在時は副委員長が指示→副委員長不在時は庶務班長…のように指揮権限を移譲

拠点設営初動 作業事例 拠点設営初動マニュアル 2022.03.05版

この作業事例は「谷本中学校防災拠点開設運営マニュアル」の一部であり、発災直後の最小限度の活動を例示します。

作業項目	作業内容
初動0. 最初に 集まった人だけでも	
安全の目視確認	拠点となる谷本中の建物にひび割れ、電線の垂れ下がり等ないかについて、学校全体、C棟(避難所)、D棟(防災備蓄倉庫)を目視確認する
落ち着く	やみくもに動き出さない。このマニュアルの作業項目に目を通す。
運営委員の表示	運営委員は、名札、帽子、チーフ、ポロシャツ、ビブス(ベスト)などにより、防災拠点の役員/係であることを明示する。
鍵を集める	C棟、D棟、コンテナ倉庫のカギを持っている人を探し、確保する。少なくとも1セットを、 C棟本部 に場所を決めて、委員で 共有 する。
初動0. 連絡 庶務班&情報班	
連絡手段の確保	① 学校の電話(通常電話回線が通じるか確認)、② デジタル防災無線(スイッチを入れる/行政とのホットライン/所在は校長室)、③ 災害時WiFi(YY_NET-SAIGAI パスワード不要) p④ トランシーバ(ゆめプラから持って行き充電する) ⑤ 非常電話回線(自治会では対応不要/体育館入り口左側、水場の上)
拠点開設の報告	連絡名簿に基づき、防災拠点を開設することを、行政、学校、防災拠点運営委員に連絡する。
初動1. 本部設営 庶務&情報班	
運営委員の情報共有ボード	C棟本部に、委員間で情報を伝達、引き継ぎ、共有するため、模造紙等の紙を数枚貼る。実績を残すため、ホワイトボードには直接書き込まない。
被災者むけの情報共有ボード	本部前に、被災者にむけて、行政情報、地域の状況等を、周知/共有するための場(ボードや壁)を用意する。
集計ボード	本部に、拠点への難者数、保護者のいない子供の避難者、負傷者等、拠点内外で共有すべき集計情報を書きだす場を用意する。
防災拠点の配置図	本部前その他に、拠点(中学校)の地図を掲示して、部屋の区分け、トイレなどの場所を避難者に示す。
地域の地図	本部前に地域の地図を貼り、被災状況等を書き込む。
記録保管	紙の記録は捨てない。紙には日時、対応者名は必ず記載。使い終わった紙は1枚ごとに写真を撮り、1時間~半日分をまとめて、日時を明記した上で、ホチキス止め、またはビニール袋詰して保管する。
初動2. 避難者対応 物資&救護班	
受付の設置と概要 参照： 付図「避難所受付のフロー」「避難所の配置」	② 検温受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟昇降口の外に小テント設置。 ➢ 避難者全員を検温。 ③ 健常者受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟2Fに設置。 ➢ ①で平熱/怪我なし/介護不要の人は、避難者名簿に記載して避難場所(体育館)へ。 ④ 発熱者受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟運動場側南入口に設置 ➢ 37.5℃以上の人は、避難者名簿に体調も記載して発熱者避難場所(C棟2F/PTA室)へ。 ⑤ 地域診療拠点受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟昇降口内に設置 ➢ カルテとトリアージタグに必要事項を記入してトリアージへ。 ⑥ 要介護者受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟武道場運動場側入口内に設置

作業項目	作業内容
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①で平熱/怪我なし/要介護の人は避難者名簿に記載して要介護者避難場所（武道場）へ。
受付での対応 全般 拠点に避難する 健常者に対して 自宅に戻る人 に対して 家族安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ②③④⑤受付において、拠点に来た人に名簿登録してもらう。 ➤ 氏名/性別/年齢/住所/携帯番号/拠点に残るか家に戻るか、の記入を求める ➤ 避難者/自宅者カードを渡す(後述) ➤ 家族安否リスト(後述)への記載を要請する。 ➤ 拠点では必ず何か役割分担のあることを説明する ➤ 避難者カードを渡し、提出を求める ➤ 後刻、避難者自宅へは「拠点に避難中」であることを表示する ➤ 連絡先を複数聞いておく ➤ 自宅での大丈夫手ぬぐい掲示を要請する ➤ 自宅者カードを手交。記載後提出を求める。 ➤ 家族安否リスト(名簿)を置き、家族の安否等状況について随意で記入してもらう。および、後刻、避難者カード/自宅待機者カードから転記する ➤ 家族氏名/連絡有無と状況/推定所在地/安否が確認できた時の連絡先 ➤ 未確認者の安全/所在が確認できたら、打消し線で抹消(下記注意参照) 自治会の特定の役員による対応
特定役員対応 非常持ち出し袋 支えあいカード	自治会長、自治会防災部長の対応 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ゆめプラザ事務室から、非常持ち出し袋を拠点に移動する。 ➤ 内容は、自治会会員名簿、拠点用支えあいカード、住民マップ、防災拠点の鍵、懐中電灯。 自治会長、民生委員の対応 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支えあいカード（災害時防災拠点資料 200 枚ほど）、見守りカード（民生委員が管理）に基づき、必要に応じて一人暮らしの高齢者への電話連絡、自宅の巡回点検を行う
リスト取り扱いの ための注意	みだりに持ち出さない 情報の修正や抹消は、修正や抹消前の記載が分かるように行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 見え消し(修正前が見えるよう、線で消す=状況の変化が追えるようにする) ➤ 修正者名/修正日時記載（修正前の状況がどうであったか、状況を誰に聞けばよいか、などをわかるようにしておく。）
拠点の体制説明	本部の前に「家にいられる人は家に戻ること」「避難者はすべて拠点運営上の役割を受け持つこと」などの説明を行う、または、説明ポスターを貼る。
C棟各室用途表示	C棟の各部屋の入口に、本部、救護室、女性子供区域など、各部屋の用途、注意書きを表示する
ランタンの配付	各部屋に必要なに応じて備蓄ランタンを配付する（夜であれば速やかに）
いっとき避難場所、災害弱者との連絡 情報班&救護班	
いっとき避難場所 への連絡要員派出	いっとき避難場所(公園)に“いっとき避難”している人への連絡要員を出す。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各公園担当の防災拠点運営委員（家庭防災員）にトランシーバを配付する。 ➤ 家にいられない人は防災拠点(避難所)に、戻れる人は拠点に立ち寄って名簿登録等実施することを説明（「人の把握」参照） ➤ 必要に応じて集まった人を拠点に誘導する。 ➤ 連絡要員を出せないときは、説明を掲示しておく ➤ 参考：防災拠点にペットを連れての避難はできないので、自宅避難ができない場合に、いっとき避難場所にテントを立てたり、自家用車を利用したりしてペット同伴で避難することも有りえると考慮しておきたい。
巡回点検	全域：自治会の区域ごとに地図を持った巡回員を派出し、被災状況を確認する。

作業項目	作業内容
運営委員会の開催	庶務班
状況の共有	行政等との連絡、ライフライン、避難状況
役割分担確認	協力可能な人（運営委員、避難者等）の役割を確認する
避難者の役割分担	運営メンバーとしての避難者へ、役割を設定し、割り振る。
備品確認と配付	物資班&救護班
食糧飲料水の配分量把握と計画化	避難者数、備蓄量を勘案し、3日間程度の配分計画を立てる。在宅者への配分を忘れないこと。 在宅避難の要介護者や一人暮らしの高齢者には手分けして配達も行う。
備品の確認と所要物品の搬出	搬出は運営委員会の決定に基づくこと。 作業自体は避難者に協力を求め、役割を割り当てること。 ゆめプラや各公園倉庫からの所要品(PCや拡声器、無線機等)搬出も検討する。
ライフライン確保	物資班&救護班
水道の確保	発災4日目を以て、水道局職員が断水状況を踏まえ、横浜市管工事協同組合とともに順次、仮設の蛇口を取り付け実施。給水準備の整った緊急給水栓は、青い「のぼり(災害時給水所)」で表示。
電源確保	発電機を防災倉庫から取り出し運転する。 拠点運営に必要な本部の機器、調理器具に優先配分。通信や情報管理(携帯、PC等)の充電にも配慮のこと
トイレの設置	はまっこトイレ(災害時下水直結式仮設トイレ5台分)を運動場東南脇に設置する(配置図参照)。使い方、問い合わせ先は配置場所看板に記載あり。 常設のトイレにトイレパックを装着する。 避難者に、使用するトイレを指示する(貼り紙) ① 発熱者は3F屋上トイレを使用 ② 要介護者は手すり付きトイレの利用を推奨 ③ 健常者は①②のトイレの使用は禁止
水、食料の配付	上記配分計画に基づき実施。欲しいといわれても無計画にばらまかないこと。

この後の対応

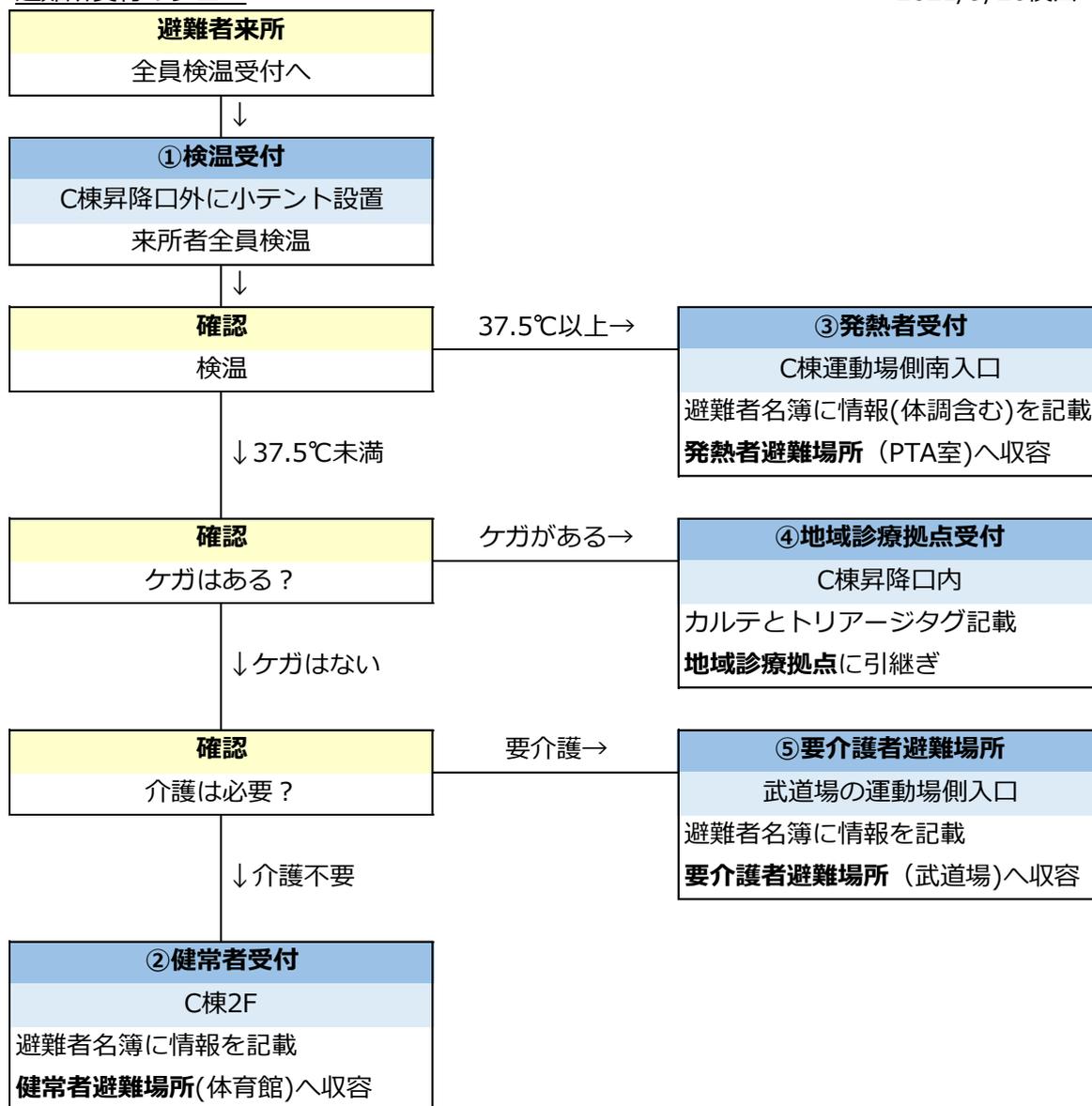
「防災拠点運営マニュアル」を参照して、運営委員の合議により取り決める。以下、取り決めるべき事項の例示

- 東名P/Aからの避難者の対応。
- ペットの扱い(外のテントに避難させる、いっとき避難場所を利用するなど)
- 支えあいカードなどで、自身で歩けないことが把握できている人の、車での防災拠点や福祉避難所への移動。
- 地域診療拠点への対応。

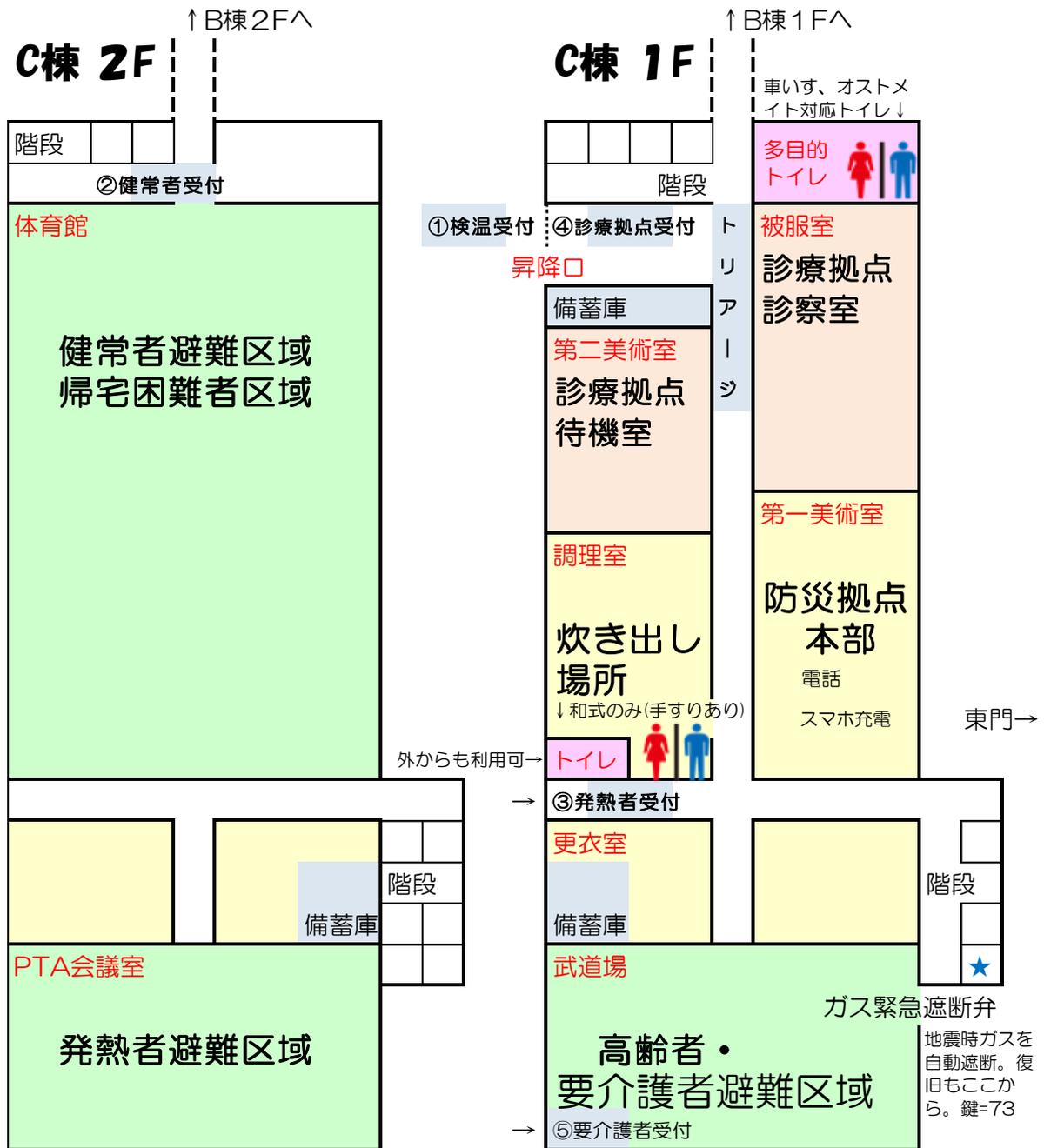
付図：避難所受付のフロー

避難所受付のフロー

2021/9/26横山



付図：避難所配置



- 本部区域
- 避難者区域
- 診療拠点区域
- 赤字 学校施設名称

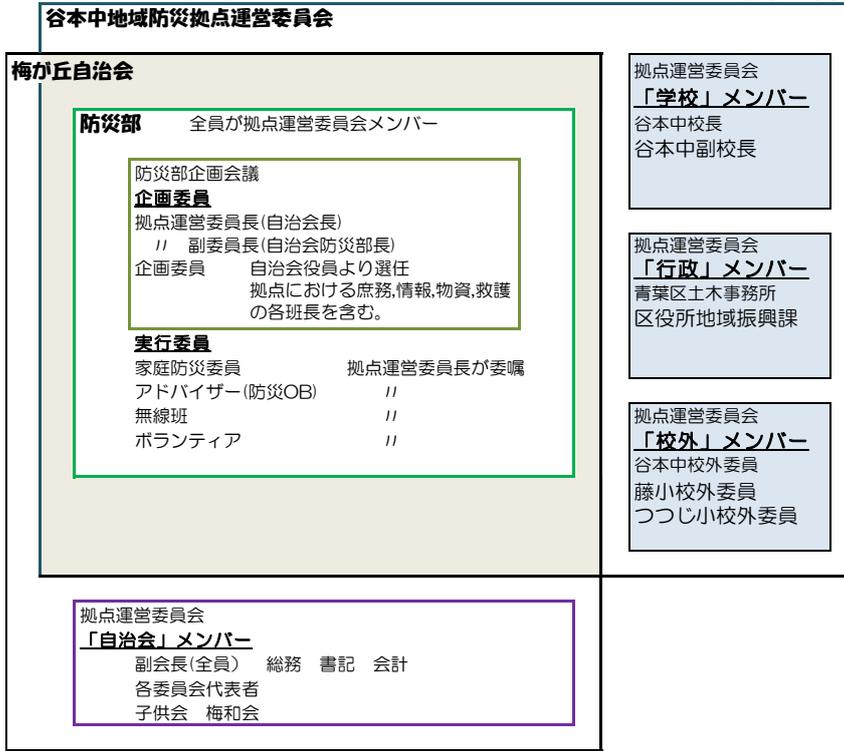
以上「拠点設営初動マニュアル」と「拠点設営初動 作業事例」は『谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得』の一部であるが、防災拠点に駆け付けた人がすぐに見られるように、印刷して備蓄庫等に常時貼り出しておくこと。

(4) 谷本中学校地域防災拠点運営委員会組織図

谷本中地域防災拠点運営委員会 組織図（平常時）

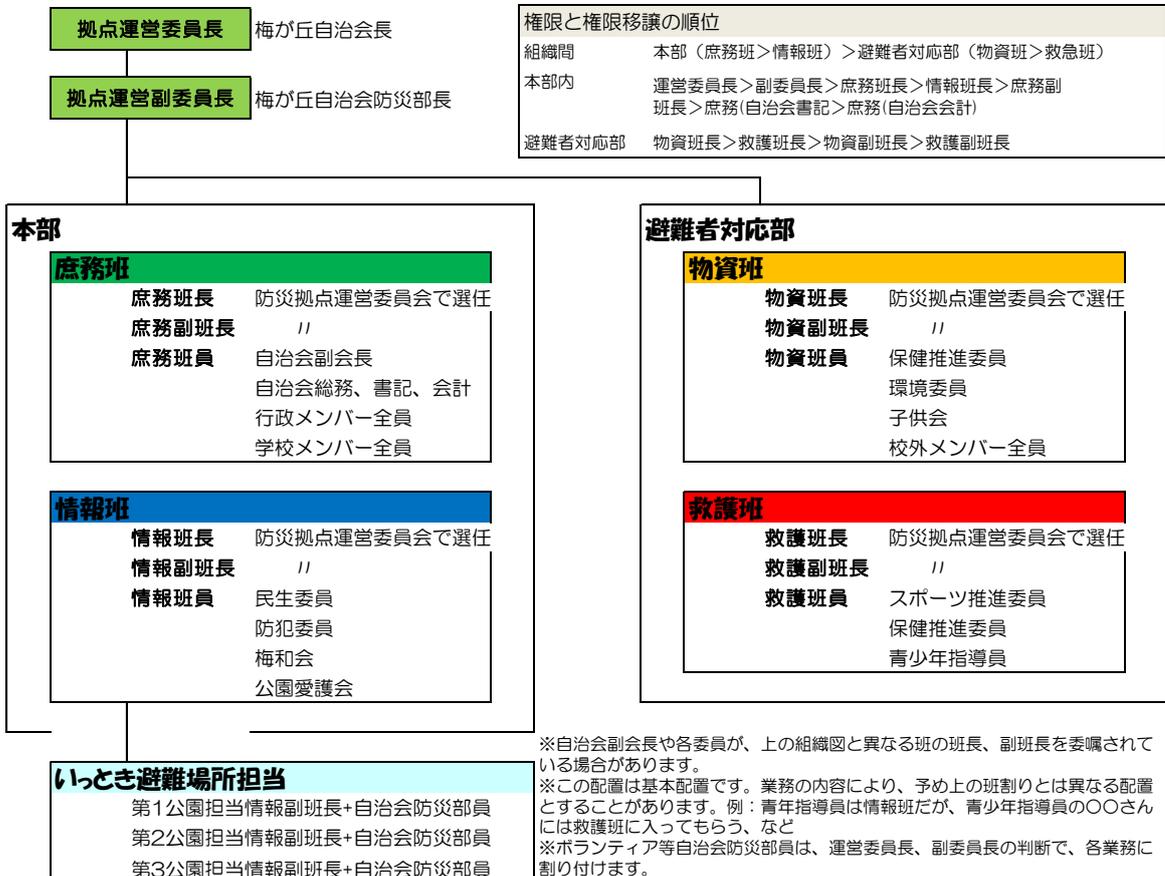
拠点運営委員会と自治会、学校、行政、校外委員との関係

2021/8/23細井



谷本中地域防災拠点運営委員会 組織図（発災/拠点設置時）

2021.08.23細井



1 谷本中学校防災拠点の運営方針

1.1 目的

- ◇ このマニュアルは、地震発生から 72 時間までの間を目安に、谷本中学校地域防災拠点運営委員（以下「運営委員」）の方々と、避難者の方々が一体となって谷本中学校防災拠点（以下「谷本中拠点（やもちゅうきょてん）」）を開設し、運営していくための手順をまとめたものです。

1.2 このマニュアルについて

- ◇ 発災時の対応を 1～7 章に定めます。関係の皆さんに、広く理解/共有してほしい部分です。
- ◇ 8～11 章は拠点を運営する、運営委員や自治会役員のための記述です。
 - ◇ 8 章は拠点の閉鎖の手続きです。
 - ◇ 9 章は平常時の運営委員会の運用を定めるほか、自治会防災部の運営についても定めます。
 - ◇ 10 章（書式やフォーマット）、11 章（名簿や地図など）は運営委員が拠点を運営する際に用います。
 - ◇ 11 章については個人情報を含みますので、取り扱いには十分注意し、所定の配付先以外に配布してはいけません。
 - ◇ 定める必要のある事項ですが、発行時点で策定できなかった章があります。未策定部分がありながら発行するのは、本マニュアル発行の緊急性に鑑み、発行と配付を優先したためです。章名に対応する活動を、現場の状況に応じて検討してください。

1.3 運営方針

谷本中学校防災拠点運営方針

- ◇ **被災者全員が運営要員です。**
 - ◇ 被災者は体力や能力に応じてみんなが役割を持ち、助け合います。
 - ◇ 運営委員だけに頑張らせすぎような運営はしません。
- ◇ **情報はみんなの財産、生命線です。**
 - ◇ 速やかな情報収集に努めます。
 - ◇ 情報は適切に共有します。
- ◇ **地域、行政と密接に連携します**
 - ◇ 谷本中拠点避難者だけでなく、在宅被災生活者への支援に努めます。
 - ◇ 梅が丘自治会との密な連携を維持します。
 - ◇ 行政や関連機関への働きかけと協力を努めます。
- ◇ **平時から、このマニュアルについて、みんなで理解し、共有しておきましょう。**

2 防災拠点開設、運営、閉鎖までの大まかな流れ

2.1 防災拠点の開設、運営の 3 つの時期

◇ 開設期

- ◇ 災害の発生から開設まで。このマニュアルでは災害発生後 72 時間（3 日間）を想定しています。
- ◇ 防災拠点立ち上げ、生活基盤の形成に必要な作業があります。

◇ 維持期

- ◇ 避難者が防災拠点を住所として生活している期間であり、維持運営作業が必要です。
- ◇ 数日以上、数週間、あるいはそれ以上になる恐れがあります。

◇ 閉鎖期

- ◇ 防災拠点を閉鎖するための作業を行う期間です。

2.2 防災拠点開設から閉鎖までのしごと

経過		しごと			
期	経過	庶務班	情報班	物資班	救護班
開設期	立ち上げ ↓ 1時間 ↓ 3時間	「防災拠点の開設準備」 運営委員の参集 避難者に協力の呼びかけ 体育館、トイレ、ライフライン、防災備蓄庫の確認 避難者受付の設置、避難者カード、集計用ボードの準備			
	生活基盤形成 ↓ 1～2日	受付担当配置 ①検温受付 ②健常者受付 ③発熱者受付 ④診療拠点受付 ⑤要介護者受付 避難者班分け 区割り指示 ゴミ分別準備 未使用室明示 専用入浴確保 発熱者/自宅療養者/濃厚接触者 高齢者(要介護者) 障がい(児)者 支えあいカード に基づき自宅避難者へ連絡する。 ◇防災拠点ルール	開設連絡(区本部) ↓ 避難者受け入れ 区本部に連絡 避難者数集計 負傷者数集計 死者情報集計 備蓄物資情報 周辺被害情報 メディアの情報収集	備蓄庫点検 飲料水の確保 トイレ対策 (はまっこトイレ設置) 物資の配布 食料の持ち寄り 炊き出しの準備 停電対策	救援資材機材の点検 ↓ 避難者との班編成 ↓ 救出救護活動 診療拠点と連携 救出者集計 エリア把握
維持期	防災拠点運営 ↓ 数週間(以上)	自治会との連携 自治の形成 会議の開催 防犯巡回見回り ニーズ毎の対応 健康状態の把握 運営状況の管理 ボランティア受入	情報版設置 防災拠点ルール 炊き出し 被災者支援情報 医療情報 住民の安否情報 ライフライン 復旧、復興情報 救援物資情報 その他行政情報 在宅被災生活者の把握 任意避難場所把握 ボランティアニーズの把握 健康巡回の要請 衛生指導の要請 疎開者の把握	物資の管理・要請 炊き出しの実施 電池、燃料の確保 情報ツールの充実	…学校の再開に向けて 【学校再開準備班】 学校再開の協議 再開時期 避難エリア 授業方法 PTA 青少年指導員 近隣学校 教諭の確保 学用品の把握 児童・生徒のケア
閉鎖期	平常化へ	縮小、統合、閉鎖の調整	行政からの被災者支援情報集約・掲示	不要物資の返却 備蓄庫への再備蓄	

3 防災拠点を開設する基準

- 横浜市の定め：横浜市域で 1 箇所でも震度 5 強以上が観測されたときは、開設します¹。
- 谷本中拠点ルール
 - ◇ 横浜市内で震度 5 強以上が観測されない場合でも、防災拠点への被災者収容が必要な災害（震度 5 弱以下の地震、大規模な交通災害、他地域での災害に伴う谷本地区への交通の遮断、大雨等）の発災に際しては、下記判断に基づき、拠点を開設します。
 - ◇ 運営委員長（梅が丘自治会長）または運営副委員長（梅が丘自治会防災部長）の判断、指示に基づき開設します。
 - ◇ 発災に呼応して、自主的に連絡を取り合った、または、自主的に谷本中拠点到集合した、運営委員の合議に基づいて決定し、開設します。
 - ◇ 谷本中拠点ルールによる拠点の開設は、事前または事後に運営委員長、行政委員、学校委員（谷本中学校校長、副校長）に報告します。

4 谷本中拠点の組織（班構成）と役割

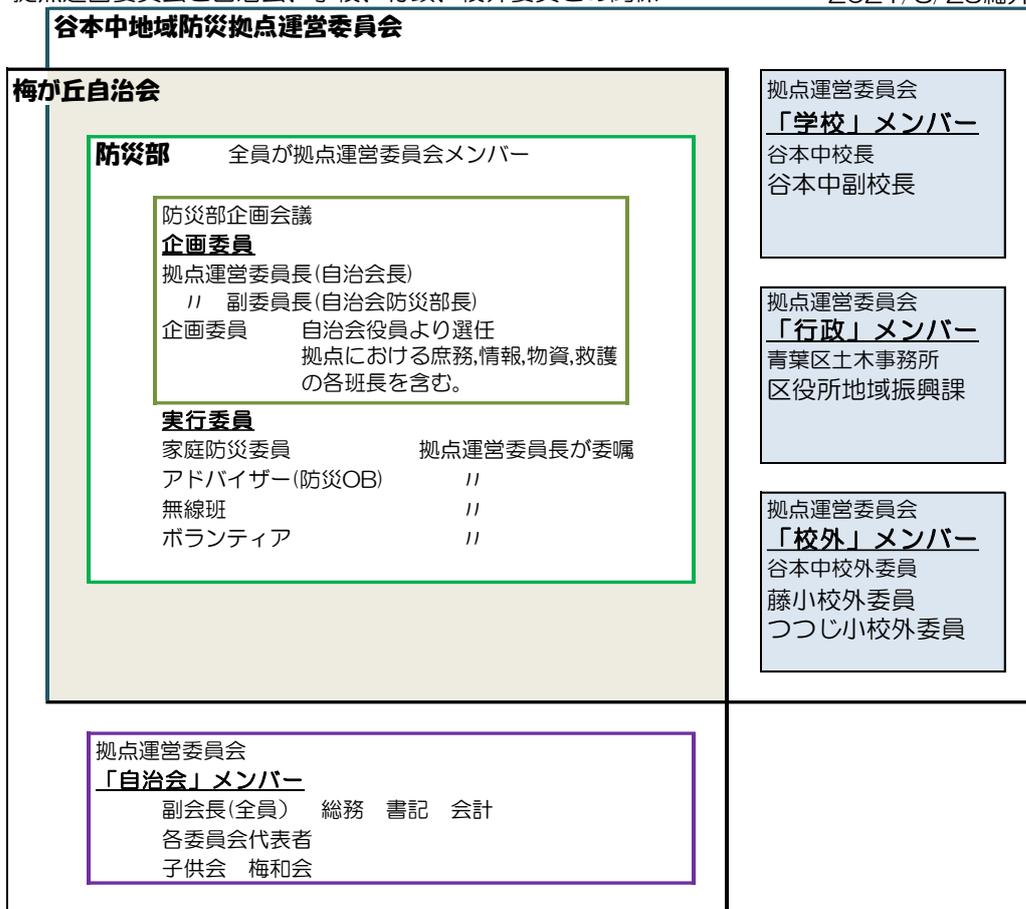
- 拠点の主な組織は、平時に予め選任される運営委員と、拠点開設に伴い構成される 2 種類のグループ（運営班と生活班）です。
 - 4.1 運営委員長
 - ◇ 梅が丘自治会長が兼任します。
 - ◇ 平常時は運営委員会を主宰し、発災時は谷本中拠点を運営する責任を負います。
 - ◇ 発災時は、谷本中拠点の開設、運営、閉鎖を判断し、承認します。
 - 4.2 運営副委員長
 - ◇ 梅が丘自治会防災部長が兼任します。
 - ◇ 運営委員長を代行し、平常時の防災拠点運営委員会、梅が丘自治会防災部ならびに防災部会、防災部企画会議を運営します。
 - 4.3 運営委員（平常時）
 - ◇ 運営委員は、以下の要員により構成します。
 - 運営委員長（上述）
 - 運営副委員長（上述）
 - 自治会メンバー（自治会委員）：（参考：9.4.1 自治会防災部）
 - 自治会防災部員（防災企画会議企画委員、家庭防災員等）
 - 防災部以外の自治会役員（副会長、総務、書記、会計、各委員会等）
 - 行政委員：青葉区役所により選任された市職員
 - 学校委員：谷本中学校長、副校長、および学校長により選任された谷本中職員
 - 校外委員：谷本中、藤が丘小、つつじが丘小の校外委員
 - ◇ 運営委員会の役割
 - 本マニュアルを含む、谷本中拠点運営ルールの審議と決定
 - 谷本中拠点設置に必要な、訓練の企画と実施
 - 谷本中拠点ルールに基づく、谷本中拠点開設の決定の合議
 - 谷本中拠点の開設、運営、閉鎖
 - ◇ 具体的な要員構成は「11.2 運営委員名簿」に定めます。
 - ◇ 下に「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」所載の図を再掲します。

¹ 「防災拠点」開設・運営マニュアル 横浜市総務局危機管理室 平成 25 年 4 月

谷本中地域防災拠点運営委員会 組織図（平常時）

拠点運営委員会と自治会、学校、行政、校外委員との関係

2021/8/23細井



4.4 本部

- ◇ 谷本中防災拠点の運営を行う、中心的組織として設置します。
- ◇ 谷本中防災拠点の運営について責任を負うとともに、活動班、生活班の活動に対して指示を行います。
- ◇ 運営委員長をトップとして、庶務班（後述）を中核とし、各運営班から所要のメンバーを招集して開設します。

4.5 権限の委譲と代行

- ◇ 下に「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」の規定を再掲します。

初動における、防災拠点設置/運営に関する、指示権限移譲順位

(2015.09.27 梅が丘自治会防災部定例会議議事録に基づく)

組織間	本部（庶務班＞情報班）＞避難者対応部（物資班＞救急班）
本部内	運営委員長＞副委員長＞庶務班長＞情報班長＞庶務副班長 ＞庶務(自治会書記2年目)＞庶務(自治会書記1年目)＞庶務(自治会会計)
避難者対応部	物資班長＞救護班長＞物資副班長＞救護副班長

例：本部では運営委員長が指揮→委員長不在時は副委員長が指示→副委員長不在時は庶務班長…のように指揮権限を移します。

4.6 運営班（仕事の分担）

- ◇ 谷本中拠点を維持、運営するための活動単位となる班です。
- ◇ 庶務、情報、救護、物資の4班があります。
 - ・ 庶務班：谷本中拠点の本部の中核として、全体の司令塔（コントロールタワー）となり、外部との折衝、全体的な指示を行います。

- ・ 情報班：谷本中拠点の運営にかかわる情報の収集と周知・伝達、記録の保全を行います。庶務班の活動を補佐、補完します。
 - ・ 救護班：本部との相談に基づき、避難者と在宅被災者の支援を行います。
 - ・ 物資班：本部との相談に基づき、物資の配分と受け入れ、保管管理を行います。
- ◇ 谷本中拠点に避難する中学生以上の健康な人は、いずれかの運営班に入って、拠点の運営に協力します。
 - ◇ 班長は、平時の準備として、運営委員会において運営委員の中から選任しておきます。具体的には「11.2 運営委員名簿」に定めます。
 - ◇ 各運営班の下に具体的な役割を持つ担当とその責任者を置きます
 - ◇ 運営各班の仕事と、設置を想定する担当の概略は下表のとおりです。

運営班	しごと	設置する責任者/担当（例示）
庶務班	防災拠点開設・運営に関する総合調整 区本部との各種連絡、調整に関する事項 会議の開催に際する事務局 ボランティアの受付、その他対応 防災拠点の秩序やルールに関する事項 その他、他の班に属さない事項 在宅被災生活者の支援調整に関する事項 支えあいカードなどに基づく一人暮らしの高齢者への支援に対する事項	行政担当 ボランティア担当 ルール管理担当 在宅被災者担当 感染症防止対策担当 要介護者担当 診療拠点担当
情報班	各種の情報の管理 震災、自治会区域内の被災情報のとりまとめ 防災拠点の情報発信拠点機能に関する事項 （掲示板の掲出・掲出情報の管理） 区割り及びスペースへの割り振り 避難者カードの管理 避難者リストの作成 ・自治会（在宅等被災生活者）との情報受伝達	自治会窓口 区割り担当 集約担当 掲示物管理担当 診療拠点担当
救護班	地域の救出、救護活動に関する事項 負傷者の医療機関への搬送に関する事項 自治会の区域内の被災状況の確認 防災拠点と地域の防犯パトロールに関する事項 避難者の生活の支援 在宅被災者への支援	消防担当 パトロール担当 医療機関担当 診療拠点担当
物資班	・水（飲料水、生活用水）の確保に関する事項 ・食料の調達、配布に関する事項 ・備蓄品の管理、リストの作成 ・救援物資の管理及び配布 ・トイレ対策に関する事項	生活器材準備担当 飲料水担当 トイレ対策担当 炊き出し担当 物品配分担当

4.7 生活班（生活の単位）

- ◇ 谷本中拠点で生活する上で、物資支給、各種連絡等を実施するための班わけです。
- ◇ 拠点運営中は、避難者はいずれかの生活班として、物資や情報を受取ります。
- ◇ 生活班の班作りは、庶務班と情報班が担当します。
- ◇ 生活班の班作りは、居住地域（自治会のブロックや班）を基本的には構成単位とします。

5 防災拠点の開設（0～72時間の作業）

5.1 新たに防災拠点を開設する（0～半日以内で実施する作業）

- ◇ 設営の概要を「5.1.1 開設の概要」に示します。
- ◇ 「5.1.1 開設の概要」を実行する上での留意点、補足事項を「5.1.2 運営委員の参集

と運営要員の確保」以下に示します。

5.1.1 開設の概要

- ◇ ここには、拠点開設のための各作業と、その所管(指示する人や運営班名)、作業内容、想定する所要作業人数等の一覧表を記載する予定ですが、現時点では想定される作業を例示します。
- ◇ 作業例
 - ・ 安全確認 学校施設の点検など(物資班)
 - ・ 開設連絡 行政への拠点開設の連絡(運営委員長)
 - ・ 設営 本部設置など(庶務班)
 - ・ 受付 受付設置(庶務班)
 - ①検温受付
 - ②健常者受付
 - ③発熱者受付
 - ④診療拠点受付
 - ⑤要介護者受付
 - ・ 集約 被害、避難者、被災者等情報の集約(庶務班 情報班)
 - ・ 要員確保と担当割り付け 避難者へ役割分担指示など(庶務)
 - ・ 行政連絡
 - ・ 診療拠点受付ほか設置(庶務班)
 - ・ 支えあいカードなどに基づき一人暮らしの要介護者に連絡をとり対応(庶務班)
 - ・ 帰宅困難者対応(救護班)
 - ・ 避難者誘導(救護班)
 - ・ 各種集計(情報班)
 - ・ 周知/掲示(情報班)
- ◇ 主要な作業については5.1.2以降に詳述します。

5.1.2 運営委員の参集と運営要員の確保

- ◇ 運営委員は避難者や付近住民に声をかけて協力者を募ります(5.1.7 避難者受け入れ(①～⑤各受付))
- ◇ 庶務班長は、協力者を運営要員として名簿に集約し、協力者の特技、要望と、各班の要員配分要望に基づき、運営要員を配分し、管理します。
- ◇ 運営委員は「11.2 運営委員名簿」に示しています。
- ◇ 各運営班の班長は庶務班長により配分を受けた要員を把握し、業務を割り付け、管理します(5.1.8 運営班の設置と役割分担、役割割り付け)

5.1.3 拠点の安全の確認(物資班長)

- ◇ 体育館の点検
 - ・ 外観を目視により、体育館の周囲・壁・屋根の確認
 - ・ 内部の屋根・トイレ・電気・水道施設の確認
- ◇ 点検は、点検中に余震が起こることを前提に、実施します。
 - ・ 外観の点検後に体育館の中の確認をしますが、確認作業はひとりで行わず、複数で実施します。
 - ・ トイレは、便器が使用可能であればトイレパックを活用するために行います。
 - ・ 配水・下水の確認はできないので、水は流さないでください
- ◇ 学校施設の確認
 - ・ 目視により校舎の外周を点検
 - ・ 学校関係者が到着した後に、校舎内の階段、トイレ、水道、各教室など、避難者が多数発生した場合に備えて点検を実施します。
- ◇ 防災備蓄庫の確認
 - ・ リストに基づき、使用可能な物資の確認を行います。
 - ・ 物資の利用、配分、受け入れが本部計画に基づいて、計画的に実施できるよう、物資と保管場所の管理を行います。

5.1.4 備蓄物品の確保・鍵保管者の確認（物資班長）

- ◇ 拠点開設に必要な物品とその保管場所を「11.7 拠点開設資材リスト、11.8 生活用備品リスト」に定めます。
- ◇ 同表および「11.5 鍵保管者名簿（倉庫リスト 書式例示）」に各保管場所の鍵保管者を定めます。

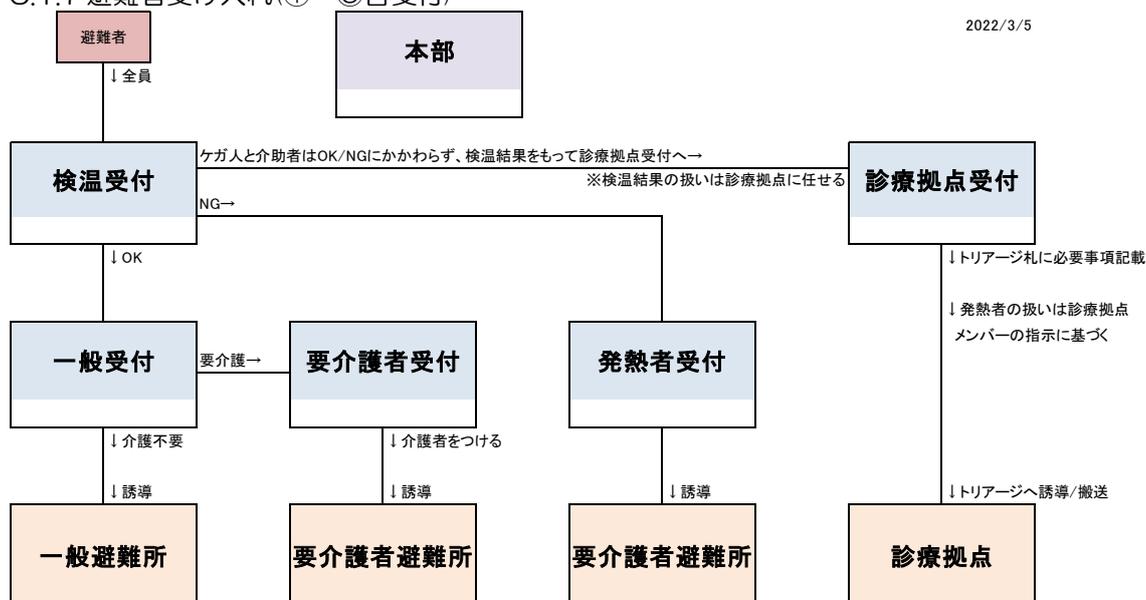
5.1.5 開設連絡（運営委員長）

- ◇ 発災に伴い、運営委員会は、運営委員長より行政へ下記を連絡します。
 - ・ 把握している被災状況
 - ・ 現状の避難者数
 - ・ 運営拠点における、所定以外の連絡先、窓口担当者（庶務班長、および情報班長）の氏名と連絡先
- ◇ 開設に関する連絡先
 - ・ 谷本中学校→学校に直接、または電話により校長か副校長に連絡します。夜間は？
 - ・ 青葉区役所→電話または防災無線により実施します
 - ・ 連絡先は「初動マニュアル」を参照してください

5.1.6 設営

- ◇ 緊急に設営するものを例示します。
 - ・ 緊急デジタル無線：行政との連絡確保（庶務班・情報班）
 - ・ 受付：拠点に来た人の受付・避難者、在宅被災者の状況把握、拠点における役割分担などを実施（救護班）
 - ・ 掲示板（被災者向け）：行政からの情報、拠点本部からの連絡等を掲示（情報班救護班）
 - ・ 掲示板（本部）：地域の情報、行政からの連絡、各班の活動状況等を共有するためのもの。（庶務班 情報班）
- ◇ それぞれの設営場所は「10.1、〇 防災拠点配置図」に示します。

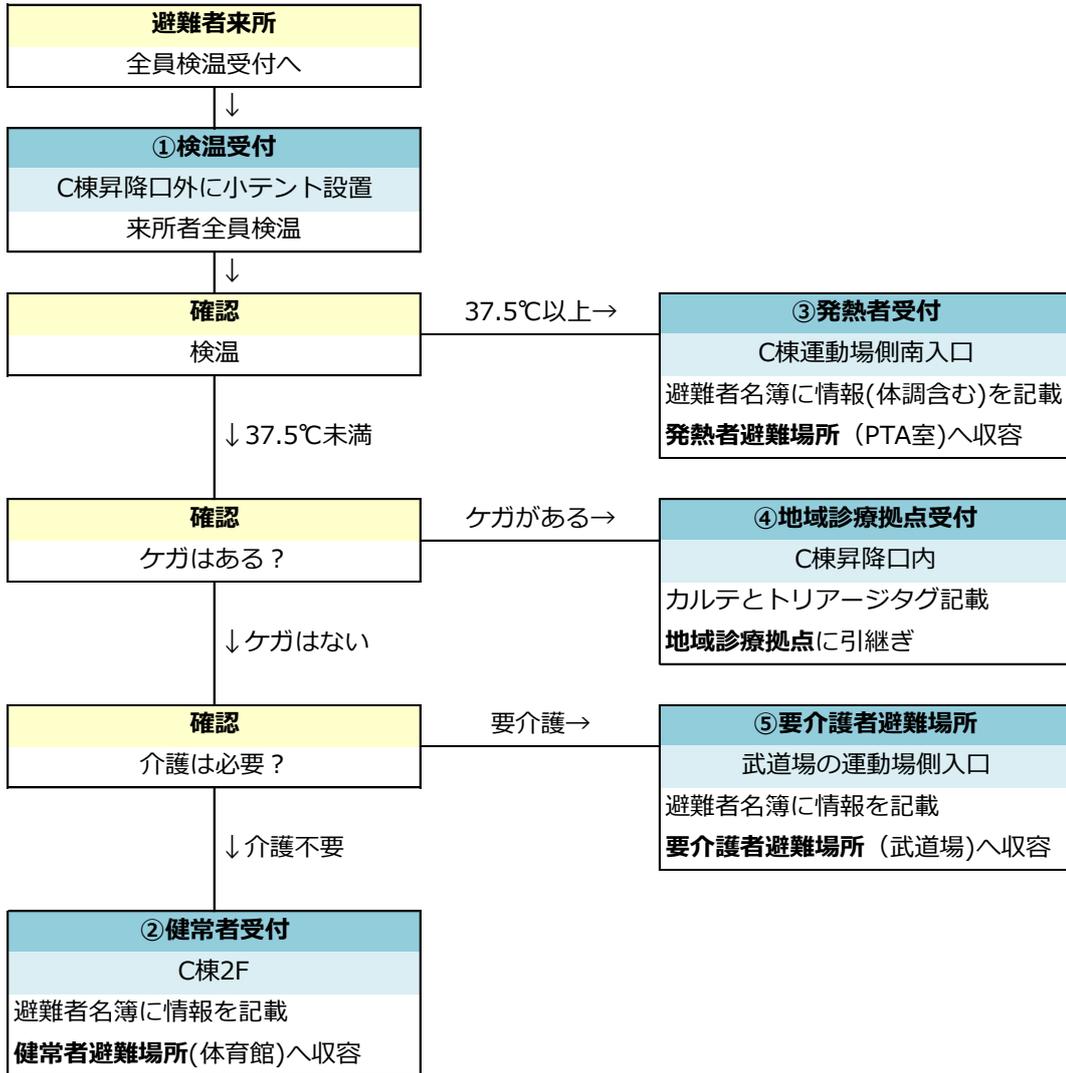
5.1.7 避難者受け入れ(①～⑤各受付)



◇ 下に「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」所載の図を再掲します。

避難所受付のフロー

2021/9/26横山



5.1.8 運営班の設置と役割分担、役割割り付け（課題：現時点未策定）

5.1.9 周知・掲示（課題：表の拡充）

- ◇ 下記については直ちに掲示し、情報が入り次第更新します
- ◇ あやふやな情報は確認を待って公開します
- ◇ 不確実、未確定の情報は、その旨を明記して公開します。

拠点開設に際し速やかに掲示すべきもの				
名称	目的	更新担当者	書式	備考
被災状況				
行政情報				
帰宅困難者情報				
交通情報				
ライフライン情報				

5.1.10 生活基盤 初期準備（課題：表の拡充）

拠点開設に最初期に必要な生活基盤準備				
作業	目的	指示者	所 用 人 数 目 安	作業内容 備考
生活用具資 材準備				
C棟(本部) 区割り(仮)	体育館ほかへの 機能や区域割り 当て			本格的な区割りは、設営と状況の安定を待 って、順次実施します（後述）
飲料水確保				緊急給水栓の開栓を水道局に依頼する。
トイレ対策				はまっこトイレ（5基）の設置 谷本中トイレにトイレパックの配備。 各避難場所ごとの使用トイレを決める。

5.1.11 遠隔地で帰宅困難者となっている住民、およびその子女との連絡（課題：現時点未策定）

5.2 生活基盤の形成（課題：現時点未策定）

- 5.2.1 生活用具、資材や機材の準備
- 5.2.2 生活班、生活スペースの割り振り
- 5.2.3 居住者への役割の割り振り
- 5.2.4 食料、飲料水の確保
- 5.2.5 トイレ対策（はまっこトイレ）
- 5.2.6 ごみ対策

5.3 参考：自治会の動き

5.3.1 いっつき避難所

ブロック別-いっつき避難場所表	2022/3/5 横山	いっつき避難場所	ブロック	該当番地
<p>いっつき避難場所は、一時的に避難して様子を見たり、広域避難場所へ避難するために地域住民が集結する場所で、自治会・町内会が選定します。梅が丘自治会では、梅が丘第1、第2、第3公園をいっつき避難場所に定めています。各ブロックの公園清掃の担当公園がいっつき避難場所です。</p> <p>青葉区以外であっても、横浜市内で震度5強以上の地震があったときは、防災拠点運営委員会（梅が丘自治会と学校関係者、区役所関係者によるボランティア組織）が中心となって、谷本中学校に避難所（防災拠点）を開設します。</p> <p>震災で広域火災が発生したときは、火から身を守るため、火の手の及びにくい広域避難場所へ避難します。梅が丘の指定広域避難場所は横浜商科大学、近隣の広域避難場所には北八朔公園があります。</p> <p>自宅から避難場所、避難所への安全な経路を平時に確認しておきましょう。</p>	梅が丘 第1公園	1-A	1,2,7	
	1-B	11,12,13		
	家庭防災員： 担当書記：	2-A	8,9,10,11	
	梅が丘 第2公園	2-B	18,19	
	3-A	19,20, 21,22		
	家庭防災員： 担当書記：	3-B	21,24	
	4-A	23		
	4-B	25,26		
	5-A	17,26		
	5-B	32,33		
	6-A	24,25,28		
	6-B	27,30,31		
	梅が丘 第3公園	7-A	14,15	
	7-B	15,16		
	家庭防災員： 担当書記：	8-A	34,35	
	8-B	35,36		
	9-A	36,37,38		
	9-B	39		

★：地域情報副班長

5.3.2 「大丈夫です」手ぬぐい

梅が丘自治会防災部 2020.12.06

大丈夫手ぬぐいってなに?



発祥は梅が丘

防災安否情報確認の取り組み「大丈夫手ぬぐい」は2011年、梅が丘で生まれました。現在では谷本連合自治会*全域の他、横浜市内の多くの自治会で取り組まれています。

*谷本連合自治会は、藤が丘一丁目、同二丁目A、同二丁目B、千草台、および梅が丘の、5つの自治会からなる地区連合自治会です。

何するの? なんのため?

震災など広域災害の起こったとき、家に住む人の安全が確認できている場合は、玄関先など、通りから目に付くところに手ぬぐいを出してください。

手ぬぐいの掲示により、住民の安否を確認できます。手ぬぐいの出ていない家は、ケガなどで動けない人がいるかもしれません。「大丈夫ですか?」声をかけて、助け合いましょう。

災害時 安否確認の為 玄関先に出して下さい

今居る家族は 大丈夫!!

谷本中学校防災拠点 梅が丘自治会

この手ぬぐいがないんだけど
玄関先に出すのは「大丈夫手ぬぐい」
でなくても、普通のタオル、バンダナ
などでもOKです。

どうやって手に入れるの?

大丈夫手ぬぐいは、自治会加入時に配布しています。失くしてしまった、新たに欲しい、という場合は班長、またはブロック長に申し出てください。実費(150円)でお分けします。

外出のとき、
自宅以外に避難
するときも、
出しておいてね

訓練で出さないとだめ?

本当の災害が来たとき、すぐに行動できるよう、1月と9月の防災訓練では必ず掲示してください。

自治会防災部では掲示した手ぬぐいの集計をもとに、被災時の地域情報の集約訓練をしています。

みんな無事?ケガしている人はいない?の確認

5.4 在宅被災生活者について(課題:現時点未策定)

6 防災拠点の運営(課題:現時点未策定)

6.1 運営体制

6.2 防災拠点での生活ルール

6.2.1 ルールの周知と共有方法

6.2.2 基本のルール

6.2.3 新しいルールを作る

6.2.4 情報共有

6.2.5 生活一般

6.2.6 炊き出しと食事

- 6.2.7 ごみ
 - 6.2.8 トイレ
 - 6.2.9 衛生と健康管理
 - 6.2.10 救援物資
 - 6.2.11 防犯とパトロール
 - 6.2.12 高齢者と肢体不自由者
 - 6.2.13 子どもと女性
 - 6.2.14 記録（防災拠点日誌）
 - 6.3 要介護者
 - 6.3.1 被災による傷病者
 - 6.3.2 被災以前からの要介護者
 - ◇ 支えあいカードや見守りカードに基づき、一人暮らしの要介護者に連絡をとり、支援対策をとる。
 - 6.4 帰宅困難者
 - 6.4.1 拠点への収容の想定
 - 6.4.2 受け入れの方針と手続き
 - 6.5 ボランティア
 - 6.5.1 地域住民、被災者によるボランティア
 - 6.5.2 中学生
 - 6.5.3 外部地域からのボランティアの受け入れ
 - 6.6 ペットについて
- 7 在宅者とのコミュニケーション**（課題：現時点未策定）
- 7.1 パトロール
 - 7.2 拠点情報の提供
 - 7.3 支援物資の分配
- 8 谷本中拠点の閉鎖**（課題：現時点未策定）
- 8.1 閉鎖の判断
 - 8.2 閉鎖の手続き

9 平時の運用

9.1 このマニュアルの管理

9.1.1 改廃

- ◇ このマニュアルの改正は自治会防災部企画会議で発議し、防災部長が承認します。
- ◇ このマニュアルの改正は、改正後もっとも近く行われる自治会定例会、および運営委員会で報告し、共有します。
- ◇ 別冊2については、役職者の交代、保管物の状況変更等に伴い、本文とは別個に改正します。
- ◇ 改正に際しては、配付先の旧文書を回収、廃棄し、表紙に連番を付した最新版を配付します。

9.1.2 配付先

- ◇ このマニュアルは「本文」、「別冊1（谷本中拠点運営開設マニュアル別冊1 掲示物と雛型）」、「別冊2（谷本中拠点運営開設マニュアル別冊2 名簿とリスト）」で構成しています。
- ◇ 別冊2については電話番号など、個人情報を含むため、配付先を限定します。
- ◇ 別冊2 の配付先
 - ・ 自治会館（1部）、拠点（1部）、運営委員（各1部）、消防署（1部）、谷本中学校（3部）
 - ・ 配付総数＝6＋運営委員人数
- ◇ 本文＋別冊1 の配付先
 - ・ 別冊2の配付先のほかに、梅が丘自治会ブロック長（x部）に配付します。
 - ・ 配布部数＝x＋別冊2配付部数

9.2 平時の準備（課題：表の拡充/整備）

- ◇ このマニュアルの定める運用を、災害時確実に実施するため、平時において下記の準備を実施し、維持します。

拠点開設に平時の準備事項				
作業	目的	責任者	実施時期	作業内容 備考
マニュアル記載の表の維持&更新	適宜最新版に更新	副委員長	適宜	情報委員長と協力して行う。
防災備品&備蓄品の確認	//	//	適宜	物資委員長と協力して行う。
xx表の更新				

9.3 訓練

9.3.1 防災訓練

- ◇ 9月、1月に、自治会員を主な対象とする、防災訓練を実施します
 - ・ 9月/自治会防災訓練
 - 自治会防災部が企画します。
 - 通常はいつとき避難場所（公園）で実施します。
 - ・ 1月/自治会防災訓練+防災拠点防災訓練
 - 自治会防災部で案をつくり防災拠点運営委員会で決定します。
 - 通常は、自治会防災訓練を公園で、防災拠点防災訓練を中学校で実施します。
- ◇ 訓練の実行は、行政の指導に基づき、自治会防災部や防災拠点運営委員会が企画して、書記、ブロック長、班長等、自治会役員も参加して行います。
- ◇ 防災訓練は必要に応じて、青葉消防署（青葉台支所）への協力を依頼します。
- ◇ 訓練実施の結果は、自治会回覧および掲示板や自治会ホームページで周知します。

- ◇ 防災部長は、訓練の計画、実行結果、周知状況を整理し、記録を保管します。
- ◇ 課題：自治会員以外の住民も防災拠点の支援対象者なので、訓練他防災拠点情報の共有を検討すること。
 - ・ 非会員への現行の情報共有手段は、①ホームページ、②掲示板掲示、③広報配布に合わせた周知文配布（自治会長判断で実施）

9.3.2 運営委員訓練

- ◇ 運営委員は、谷本中拠点の開設、維持の訓練を、以下のタイミングで年2回以上実施する。
 - ・ 防災訓練実施時
 - ・ 運営委員長の指示する時
- ◇ 訓練実施の結果は、行政委員、学校委員等、全運営委員で共有する他、自治会回覧および自治会ホームページで周知する。
- ◇ 防災部長は、訓練の計画、実行結果、周知状況を整理し、記録を保管する。

9.4 コミュニケーション体制（課題：組織体系見直し）

9.4.1 自治会防災部

- ◇ 目的
 - ① 谷本中学校地域防災拠点運営委員（以下運営委員）会の活動を企画、管理する
 - ② 自治会の防災活動を企画、管理する
 - ③ 上記の活動を実行、運営する
- ◇ 組織（概要）
 - ・ 防災部長
 - 自治会役員から選任する。
 - 同時に防災拠点運営委員として同委員会副委員長を兼務する。
 - 自治会長とともに、自治会役員、防災拠点運営委員としての管理責任を負う。
 - ・ 部員
 - 防災部長、自治会長、自治会部員(後述)、活動員(後述)、アドバイザー(後述)の総体を「部員」とする。
 - 部員は防災部員名簿に登録する。
 - ・ 自治会部員
 - 自治会役員であり、運営委員となる要員。
 - 自治会役員、運営委員としての実行責任を負う。
 - 企画員（後述）は、他の自治会役職の有無にかかわらず、すべて自治会部員とする。
 - 防災部名簿に登録するほか、自治会役員名簿にも登録する。
 - ・ 活動員
 - 防災部長の求めに応じて部員と同様に防災活動を行う、家庭防災員を含む、有志ボランティア。
 - 運営委員に選任された場合は、運営委員としての実行責任を負う。
 - ・ アドバイザー
 - 家庭防災員資格、防災ライセンス、自治会役員経験等に基づき、人的資源として防災部名簿に登録する。
 - 本人の同意に基づき、防災部長は活動員としての活動を要請する。
 - ・ 企画会議
 - 防災部長を議長として、防災部および運営委員会の活動の企画を行う。
 - 防災部長が選任する企画員により開催する。
 - 自治会長は企画員として企画会議に参画する。
- ◇ 組織（構成）
 - ・ 企画会議
 - 議長：防災部長
 - 企画員：

- ◇ 自治会長
- ◇ 運営委員/庶務班長
- ◇ 運営委員/物資班長
- ◇ 運営委員/情報班長
- ◇ 運営委員/救護班長
- ◇ 防災部長の選任する者
- 部員（自治会部員）
 - ◇ 企画員
 - ◇ 総務
 - ◇ 書記
 - ◇ 民生委員長
 - ◇ 子供会会長
 - ◇ 梅和会会長
 - ◇ 上のほかに防災部長の選任する者
- ◇ 防災部名簿
 - 防災部長は、「組織（概要）」に記載した防災部の各要員を防災部名簿に登録する。
 - 名簿は年1回以上見直しを行う。
 - 名簿の書式は「O 防災部名簿」に基づく

9.4.2 運営委員会

- ◇ 構成、責務等は「4 谷本中拠点の組織と構成」に定める。
- ◇ 運営委員名簿
 - 運営委員長は、運営委員を防災部名簿（「11.2 運営委員名簿」）に登録する。
 - 名簿は年1回以上見直しを行う。
 - 名簿の書式は「11.2 運営委員名簿」に基づく

9.4.3 谷本連合自治会との連携

（課題：平常時のコミュニケーションや防災訓練のことを書く）

9.4.4 家庭防災員との連携

（課題：防災部に活動員として入ってもらうこと、議事等決定事項の周知、防災訓練への参加要請、発災時の対応等を書く）

9.4.5 谷本中学校との連携

（課題：平常時のコミュニケーションや防災訓練のことを書く）

以上

10 谷本中拠点運営開設マニュアル別冊1 掲示物と雛型

- 以下は拠点開設に際し、そのまままたはコピーして使用することを意図する書類や作業文書の雛型です。
- このため一部ページではページ番号、ヘッダー等は付していません
- 必要に応じて、当該資料を作成したエクセルファイルなども参照して下さい。

この別冊は以下の文書を掲載します（計××枚）

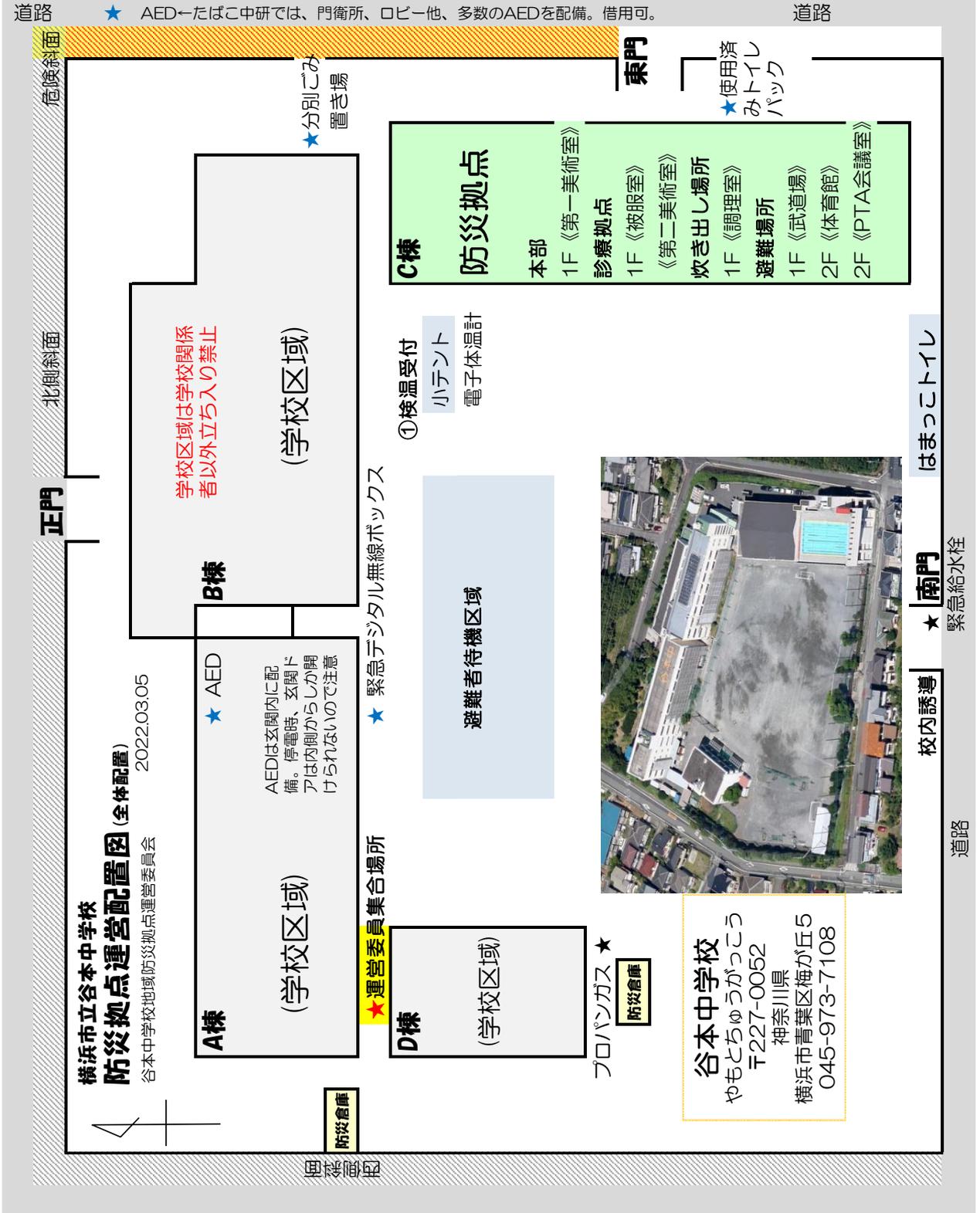
書類名	発行/更新日	区分	備考
1. 防災拠点配置図（全体配置）		掲示	
2. 防災拠点配置図（C棟本部）		掲示	
3. 防災拠点白地図		書き込み	
4. 梅が丘近隣略地図		掲示	
5. 防災拠点の生活ルール（空欄書式）		書き込み	
6. 運営班 担当表（書式）		掲示 書き込み	
7. 生活班 担当表（書式）		掲示 書き込み	
8. 避難者カード		配布 書き込み	
9. 避難所日誌		書き込み	
10. …			

「区分」の説明

- 掲示
 - ◇ 地図や配置図、あらかじめ定められたルールなど、主としてそのまま掲示することを想定する
- 書き込み用
 - ◇ 空白の罫線、白地図など、書き込みに使用することを想定する書式類。
- 配布
 - ◇ 配布することを目的とする書類。

10.1 防災拠点配置図 (全体配置)

JT たばこ中央研究所敷地 〒227-8512青葉区梅が丘6番2 045-973-5611



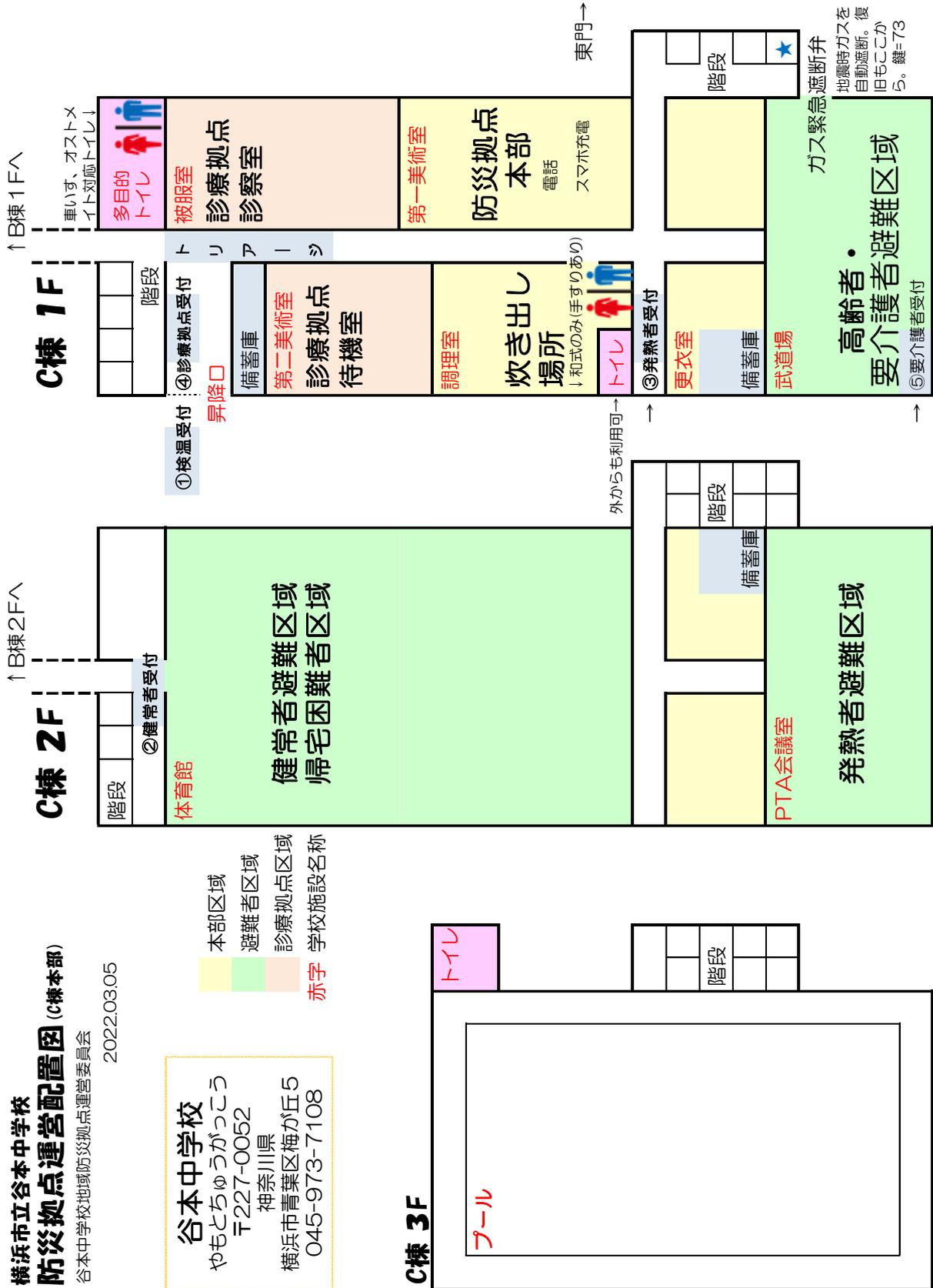
横浜市立谷本中学校
防災拠点運営配置図 (C棟本部)

谷本中学校地域防災拠点運営委員会

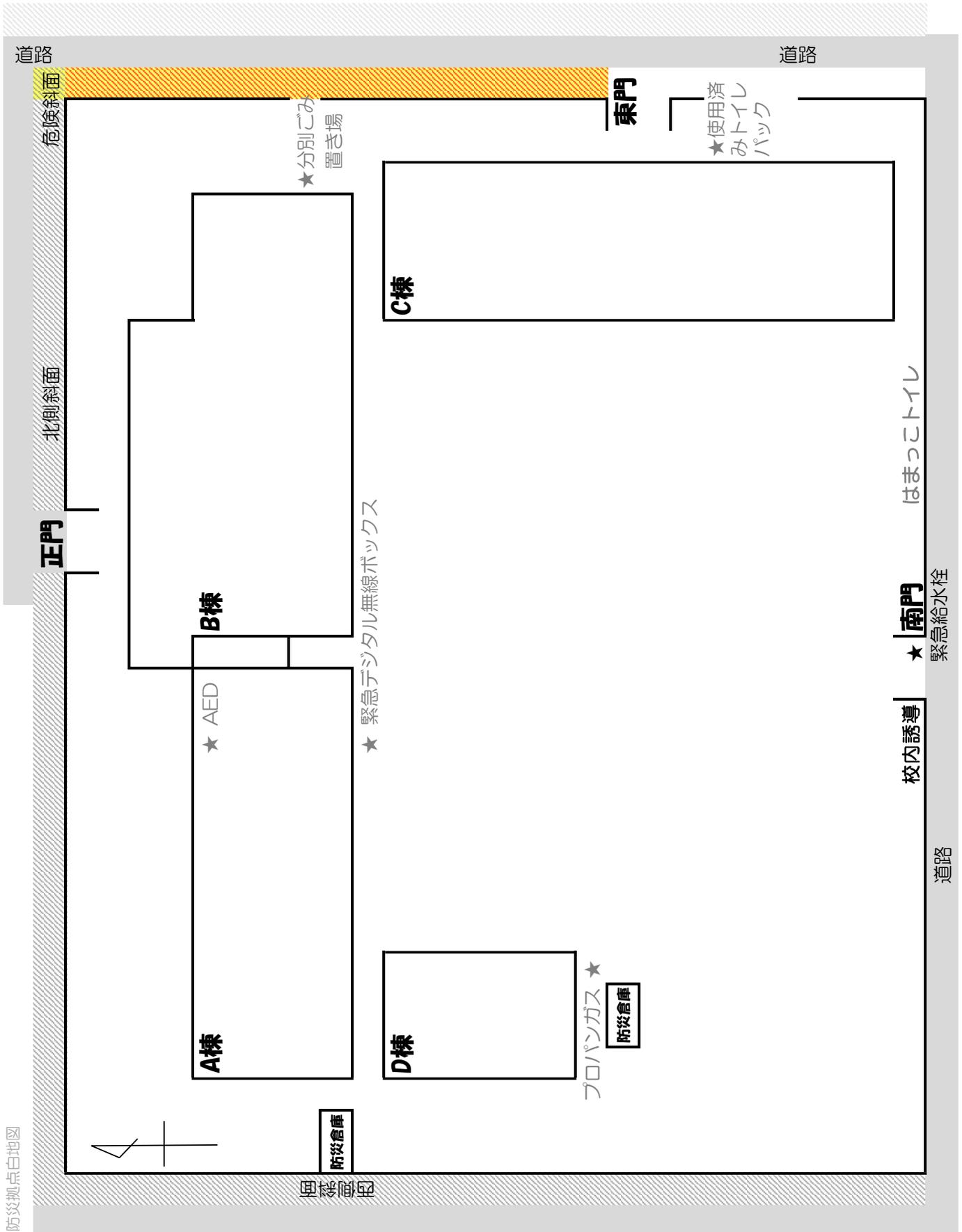
2022.03.05

谷本中学校
やもどちゅうがっこう
〒227-0052
神奈川県
横浜市青葉区梅が丘5
045-973-7108

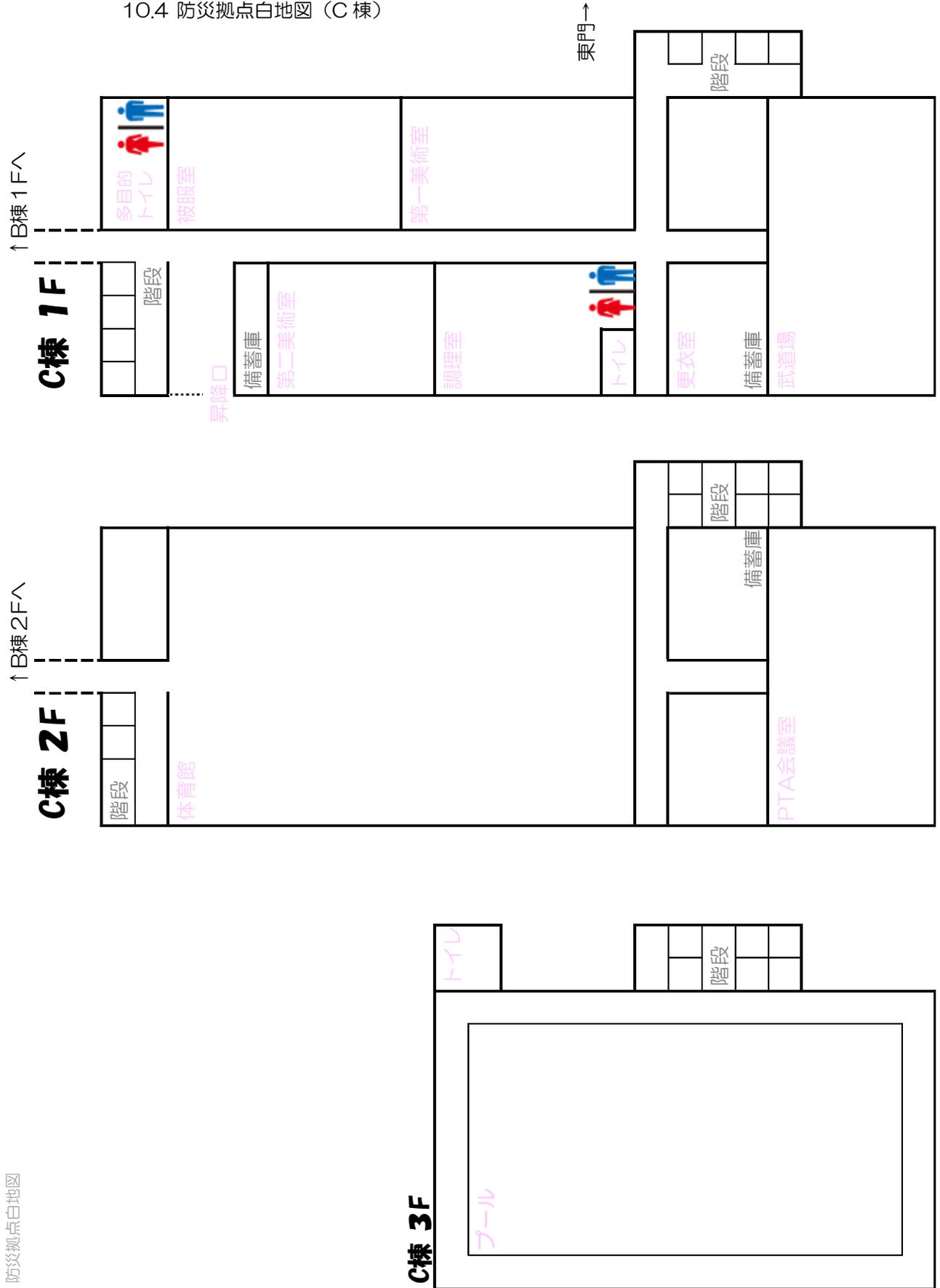
- 本部区域
- 避難者区域
- 診療拠点区域
- 赤字 学校施設名称



10.3 防災拠点白地図（全体図）



10.4 防災拠点白地図 (C棟)



10.5 梅が丘近隣略地図



10.6 防災拠点の生活ルール（課題：現時点未策定）

10.7 運営班 担当表（書式）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: left;"> <p>運営班役割分担表</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;"> <p>班</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>班長： () 副班長： ()</p> </div> </div>		
担当と責任者	分担者	備考
<p>.....担当</p> <p>責任者： ()</p> <p>副責任者： ()</p>		
<p>.....担当</p> <p>責任者： ()</p> <p>副責任者： ()</p>		
<p>.....担当</p> <p>責任者： ()</p> <p>副責任者： ()</p>		
<p>.....担当</p> <p>責任者： ()</p> <p>副責任者： ()</p>		

10.9 避難者カード（課題：現時点未策定）

10.10 避難所日誌（課題：現時点未策定）

10.11 運営班名札（課題：現時点未策定）

例示のみ。作成済み名札は××に保管。

救護班 班長	庶務班 班長	情報班 班長	物資班 班長
救護班 副班長	庶務班 副班長	情報班 副班長	物資班 副班長
救護班	庶務班	情報班	物資班
救護班	庶務班	情報班	物資班

11 谷本中拠点運営開設マニュアル別冊2 名簿とリスト

11.1 別冊2の改正履歴

- ◇ 2013.09.01：別冊2を新規に作成（横山）
- ◇ 2015.05.05：防災部名簿を追加（横山）

11.2 運営委員名簿(書式例示 課題：ここに記載するか?)

11.3 防災部名簿(書式例示)

No.	部員区分	防災部役職	氏名	自治会役職	拠点運営委員役職		資格他	連絡先住所	電話	メール	
					班	役職					
管理責任者											
1	防災部長	企画議長		自治会副会長	(管理)	副委員長					
2	(自治会長)	企画員		自治会長	(管理)	委員長					
防災部員											
3	自治会部員	企画員		自治会副会長	庶務	班長					
4		企画員		総務	庶務	副班長	谷中コーディネーター				
5		-		書記	庶務	-					
6		-		会計	(管理)	会計					
7		企画員		スポ推委	物資	班長					
8		-		環境委員長	物資	副班長					
9		-		子供会長	物資	-					
10											
15	活動員	-		-	情報	副班長 第2公園担当	家庭防災員				
16		-		-	情報	第2公園担当	家庭防災員				
20	アドバイザー	-		-	-	-	防災ライセンス 前自治会長				
21		-		-	-	-	防災ライセンス 元xxxxxx				
		-		-	-	-					

11.4 業務班担当者名簿

- ◇ 連絡網記載の各班長、副班長等
- ◇ 他の班員は拠点開設に際して被災者に割り付け

11.5 鍵保管者名簿（倉庫リスト 書式例示）

鍵保管者名簿（倉庫リスト）						
施錠対象	所在など	主な保管物資	保管者(役職)	連絡先	住所	備考
xx倉庫	谷本中西側のコンテナ		xx（ブロック長）	090-xxxx-xxxx	15-29 7A	
			xxx（書記）	090-xxxx-xxxx		
				090-xxxx-xxxx		
xx倉庫	xx公園東側			090-xxxx-xxxx	15-29 7A	
				090-xxxx-xxxx		
				090-xxxx-xxxx		
自治会館						

11.6 行政、各種協力者連絡先と参照すべきウェブサイト

- ◇ 梅が丘自治会ホームページ <https://yumeplz.com/>

11.7 拠点開設資材リスト(書式例示)

拠点開設資材リスト						
目的	物品名	個数	保管場所	管理者	保管開始日	用途 有効期限 その他
受付	テント大		x x 倉庫	★井	H10 ころ	
	テント小			○下	2010.04.01	
			自治会館	凸川		
				凹山		
救護所設置						
炊き出し						

11.8 生活用備蓄品リスト (書式例示 課題：ZAICO のデータにリンクさせる?)

生活用備蓄品リスト							
区分	物品名	個数	保管場所	管理者	保管開始日	有効期限	用途 その他
食品							
飲料水							
トイレ							

ガスは 2 口。下段は閉塞栓。接続金具で一発着脱。



上の写真は元栓開。下は閉。



種火、外周、内周でコックは別々。



着火はライターで。



2015.11.23

とんじる作成



大釜には使わないホース。



2016.01.17 防災訓練

2台めの釜につなぐため、ゴムホースを石田商店に取り付けてもらった。







2016.01.17

湯炊き

お米の炊き方（湯炊き）

- ①釜の水位線まで水を入れる。
→米 10kgの場合は下の線（13L）、20kgの場合は上の線（26L）
 - ②すべてのバーナーを点火して、釜の中の水を沸騰させた後、米を入れてかき混ぜ、米を平らにする。
 - ③4分後、釜の中の米をもう一度よくかき混ぜ、米を平らにする。p
 - ④混ぜ終わったら、内側バーナー（右側の器具栓）のみ消火し、さらに1分後すべてのバーナーを消火する。
 - ⑤そのまま、20分間蒸らすと出来上がり。
- ※塩について 2017.01 訓練では、おにぎりの手塩を省略するため、複数のネット情報により、炊飯時、米 10kg に約 500g の塩を添加したが、訓練後「塩辛い」の声が多数。
2018.01 では、米 10kg に塩 200g を添加とする。





別冊3 以上

13 覚え...未確定の議論など

13.1 ペットの扱い

- ◇ 防災拠点との区別、公園の利用など

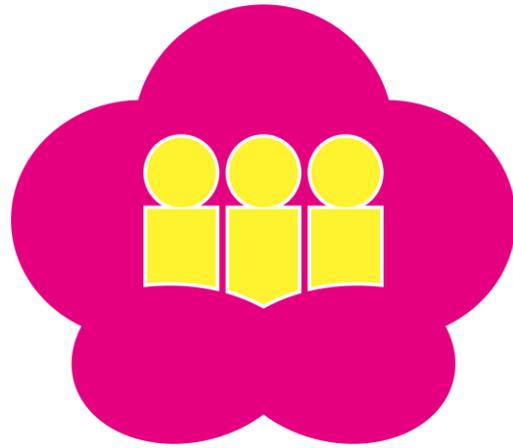
13.2 自治会未加入者について

- ◇ 防災拠点関連の周知など

13.3 いっつき避難場所の扱い：2021.10..16 時点の議論

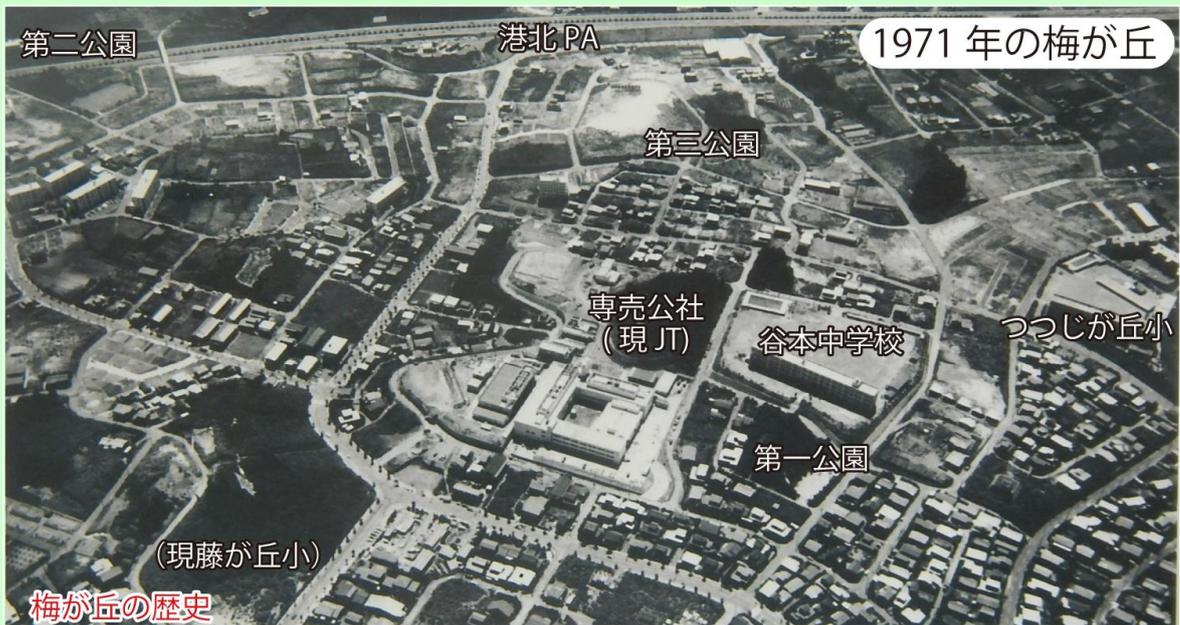
- ◇ 防災拠点運営とは切り離す
 - 運営委員会や自治会としてフォローはするが、情報集約場所や集合場所といった、防災拠点運営上の機能はもたせない
 - 運営委員会からのいっつき避難場所へのフォローは、①担当家庭防災員の設定、②状況確認のための連絡係の派出 とする。
- ◇ 横浜市の定めに基づき、住民が、近隣の状況を聞いたり、自身の状況を知ってもらうための、「井戸端会議の場」として設定しておく。
 - 「井戸端会議の場」を運営委員会が把握できる場所に設定することによって、被災時、近隣の住民がなんとなく集まって行こう、近隣の数軒の立ち話レベルの不安や心配、近隣情報を、運営委員会にまで届きやすくする。
 - 個人が運営委員会と切り離されて孤立化する、などのリスクを低減する。
 - 運営委員会として、近隣数軒でしか共有できないミクロな地域情報を吸い上げやすくする。

以上



I ♥ 梅が丘

Yokohama Aoba Since 1970



梅が丘の歴史

平安時代：武蔵国 都筑郡 針砦（はざく）郷
江戸時代：武蔵国 都筑郡 西八朔村 / 北八朔村（旗本領）
明治時代：神奈川県 都筑郡 中里村
昭和前半：神奈川県 横浜市港北区 西八朔町 / 北八朔町

昭和 41 年：梅が丘誕生
昭和 44 年：緑区になる
昭和 45 年：梅が丘自治会発足
平成 6 年：青葉区になる